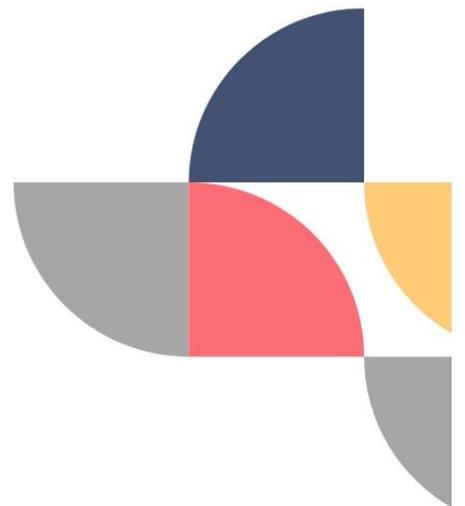


**第4次孺恋村障がい者計画
第7期孺恋村障がい福祉計画
第3期孺恋村障がい児福祉計画**

2024-2026



 **2024年3月**
孺恋村



目次

1章 計画策定の基本的考え方	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 法令等改正の動き	3
3 国の基本指針	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間.....	7
6 計画の対象.....	7
7 計画の推進に向けて	7
2章 孺恋村の障がいのある人を取り巻く現状	8
1 人口及び高齢化等の現状	8
(1)総人口の推移.....	8
(2)年齢3区分別人口の構成比の推移	9
2 障がいのある人の現状.....	9
(1)障害者手帳所持者の状況.....	9
(2)身体障害者手帳所持者の状況	10
(3)療育手帳所持者の状況.....	12
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	13
(5)特別支援学級の現状.....	14
(6)難病患者の現状.....	14
3 アンケート調査結果の概要	15
3章 これまでの取組状況・評価.....	24
1-1 障がい福祉サービスの利用状況.....	24
1-2 地域生活支援事業の状況	26
1-3 障がい児福祉サービスの利用状況	29
2-1 第3次孺恋村障がい者計画の取組評価	30
2-2 第6期孺恋村障がい福祉計画の取組評価	32
2-3 第2期孺恋村障がい児福祉計画の取組評価	32
4章 第4次孺恋村障がい者計画	33
1 第4次孺恋村障がい者計画の全体像	33
2 第4次孺恋村障がい者計画の取組の方向性	34
(1)その人らしく健やかに暮らせるむらづくり(障がい者の自立支援)	34
(2)みんなで守り支え合うむらづくり(安心して暮らせる社会の実現)	36
(3)互いを理解し認め合うむらづくり(共生社会の実現).....	38
3 分野横断施策	40
5章 第7期孺恋村障がい福祉計画.....	41
1 障がい福祉充実のための成果目標	41
2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策	47
3 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	50
6章 第3期孺恋村障がい児福祉計画.....	55
1 障がい児福祉充実のための成果目標	55

2 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策.....	57
7章 計画の推進に向けて.....	60
1 住民、団体、事業者等との連携.....	60
(1)住民への周知.....	60
(2)団体、事業者等との連携.....	60
(3)広域的な連携の強化.....	60
2 推進体制の整備.....	60
(1)内部推進体制の整備.....	60
(2)障がい福祉サービスの円滑な提供のための推進体制.....	60
(3)PDCAサイクルによる実効性の確保.....	60
資料編.....	61
1 孺恋村障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	61
2 策定委員会委員名簿.....	62
3 策定の経過.....	62
4 用語集.....	63

1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の障害者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。

近年の法改正の動きでは、2021年6月の障害者差別解消法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました(施行日:2024年4月)。2021年9月には医療的ケア児支援法が施行され、地方公共団体は国と連携し自主的かつ主体的に医療的ケア児やその家族に対する支援を行う責務を負うこととなり、2022年6月には児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。さらに、2022年12月には、障害者総合支援法が改正され、基幹相談支援センターの設置の努力義務化、地域生活支援拠点等の障害者総合支援法への位置づけと努力義務化等が示されています。また、2022年4月にはこども基本法の施行やこども家庭庁が創設され、障がい児を含めこどもの健やかな成長のための切れ目のない支援や仕事と子育ての両立のための支援等が地方自治体の責務とされることとなりました。

こうした流れの中、「第3次孺恋村障がい者計画」及び「第6期孺恋村障がい福祉計画 第2期孺恋村障がい児福祉計画」の見直しの時期を迎えたことから、本村におけるこれまでの障がい福祉施策の取組を見直すとともに、国や県の動向を踏まえた地域共生社会の実現に向けて、「第4次孺恋村障がい者計画 第7期孺恋村障がい福祉計画 第3期孺恋村障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

本計画は、上位計画にあたる「孺恋村地域福祉計画・地域福祉活動計画」の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

2 法令等改正の動き

本計画に関連する主な法改正の動きは、次に示すとおりです。

法令	概要
障害者総合支援法の施行と改正	2013年4月に、従来の障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、一定の障がいがある方に対する障がい福祉サービスの提供や、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められた。また、2018年4月からは、新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加され、2022年12月には、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等を目的に一部改正がされた。
児童福祉法の改正	2016年6月の児童福祉法の改正により、2018年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を策定することとなった。2022年6月に、広く子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化を目的に、一部改正された。

障害者差別解消法の施行	2013年6月に障害者差別解消法が成立し、障がいをもととする差別等の権利侵害行為を禁止し、障がいのある方から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられ、2021年6月には努力義務から法的義務へ改正された。
障害者雇用促進法の改正	2013年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用分野における障がいのある方への差別を禁止するとともに、事業主に対し合理的配慮の提供が義務付けられた。2018年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある方を加えることが規定された。
成年後見制度 利用促進法の施行	2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実・強化などが規定された。
発達障害者支援法の改正	2016年8月に「発達障害者支援法」が改正され、発達障がいのある方への支援の一層の充実を図るため、自治体は、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うことなどが規定された。
難病の患者に対する医療等 に関する法律の施行	2015年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行された。難病の患者に対する医療費助成を法定化し、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業を行うことなどが規定された。
精神保健福祉法の改正	精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するため、2022年に精神保健福祉法が改正された。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法の施行	2022年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行された。障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。
医療的ケア児及びその家族 に対する支援に関する法律	2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、また、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。

3 国の基本指針

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、厚生労働大臣が示す「基本指針」に則して策定することとされており、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が2023年5月に改正・告示されています。この基本指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法を踏まえ、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、計画の作成に当たって留意すべき事項を定めています。これらの指針と本村の実情を踏まえつつ、本計画の作成を行います。

基本指針見直しの主な項目

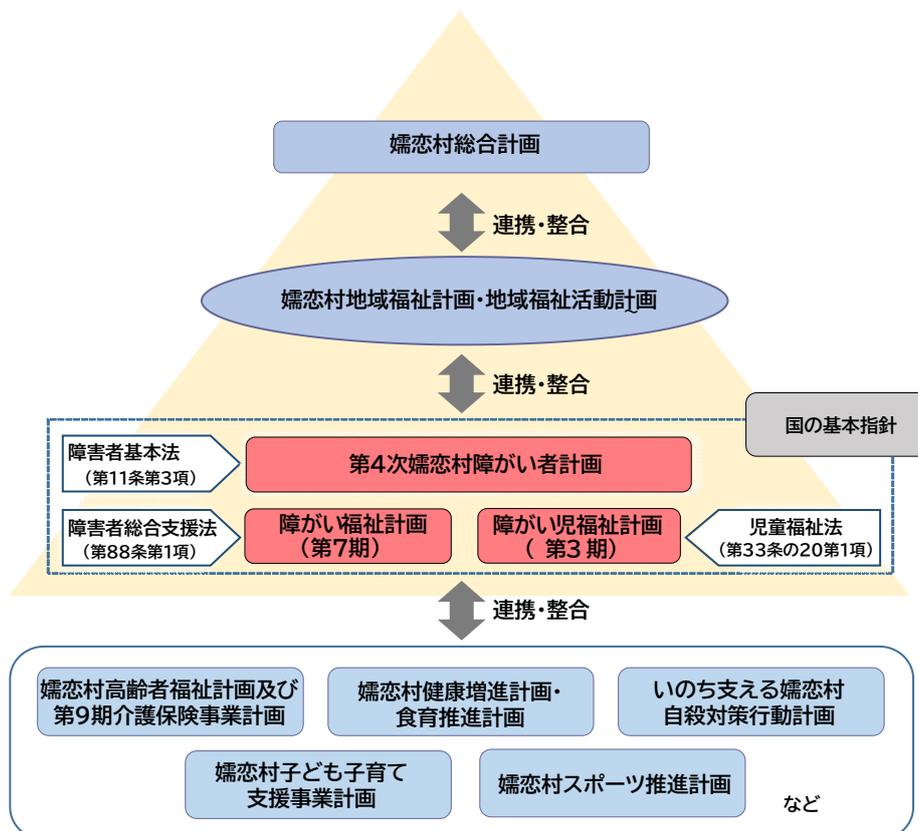
- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他:地方分権提案に対する対応

4 計画の位置づけ

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障がい者関係団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。「障がい者計画」は、本村の障がい者施策の基本計画としての機能を有します。関連する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」に記載される生活支援における障がい者(児)福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

計画名	項目	内容
第4次孺恋村障がい者計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	策定内容	障がい者施策全般の基本的な方向性を定める。
第7期孺恋村障がい福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	策定内容	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める。
第3期孺恋村障がい児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	策定内容	障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量、見込み量確保のための方策を定める。

【孺恋村の各計画との関係】



5 計画の期間

第4次孺恋村障がい者計画は、施設整備をはじめ、障がい者のための制度設計など長期的な視点が必要であることから、計画期間は、2024年度から2029年度までの6年間とし、2026年度に中間評価を行います。一方、「障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)」は、国の基本指針に基づき2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とします。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
障がい者計画	第3次孺恋村障がい者計画			第4次孺恋村障がい者計画 (2026年度:中間評価)					
障がい福祉計画	第6期孺恋村障がい福祉計画			第7期孺恋村障がい福祉計画		第8期孺恋村障がい福祉計画 (予定)			
障がい児福祉計画	第2期孺恋村障がい児福祉計画			第3期孺恋村障がい児福祉計画		第4期孺恋村障がい児福祉計画 (予定)			

6 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すものです。障害者手帳の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける人や、不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

7 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、1年に1回、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取組を進めていきます。

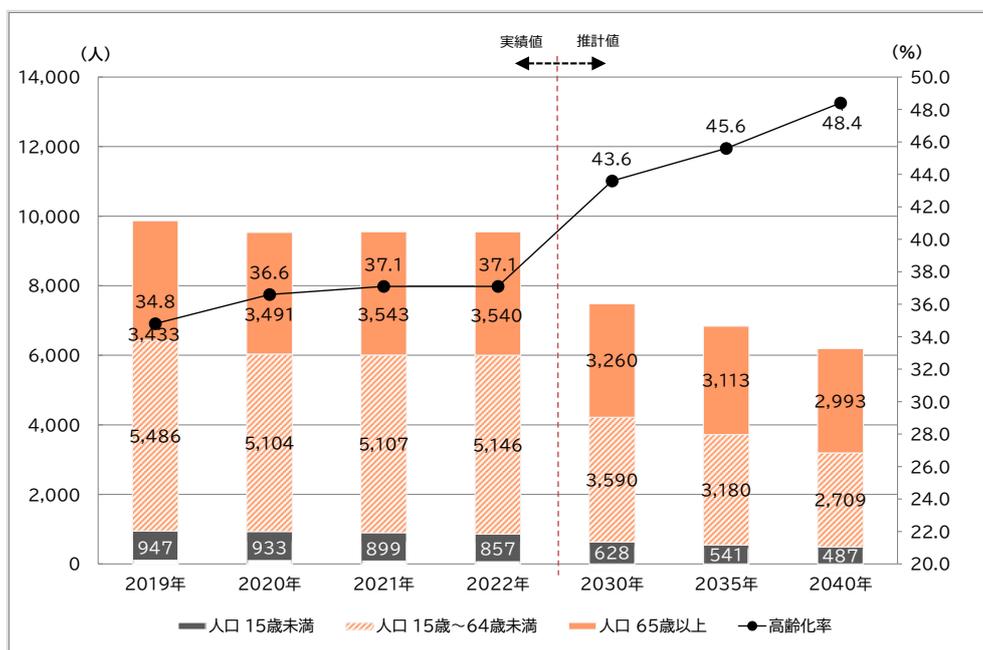
2章 孺恋村の障がいのある人を取り巻く現状

1 人口及び高齢化等の現状

(1) 総人口の推移

孺恋村の総人口は減少傾向で推移しており、2019年から2022年にかけて、323人減少し、2022年の高齢化率は、37.1%となっています。また、2030年には、総人口が8,000人を割り込み、2040年には高齢化率が48.4%になる見込みです。

総人口の推移



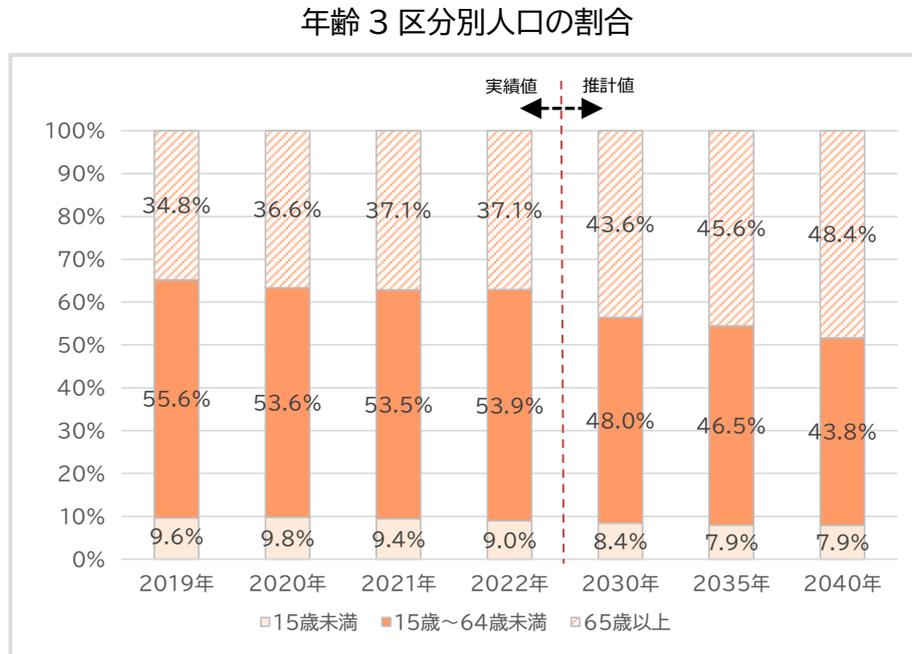
総人口の推移

	2019年	2020年	2021年	2022年	2030年	2035年	2040年
0~14歳人口(人)	947	933	899	857	628	541	487
15~64歳人口(人)	5,486	5,104	5,107	5,146	3,590	3,180	2,709
65歳以上人口(人)	3,433	3,491	3,543	3,540	3,260	3,113	2,993
高齢化率(%)	34.8	36.6	37.1	37.1	43.6	45.6	48.4
総人口(人)	9,866	9,528	9,549	9,543	7,478	6,834	6,189

資料：住民基本台帳(各年9月30日現在)2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口2018年」推計

(2)年齢3区分別人口の構成比の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、2022年で15歳未満の年少人口が9.0%、15～64歳の生産年齢人口が53.9%、65歳以上の老年人口が37.1%となっています。

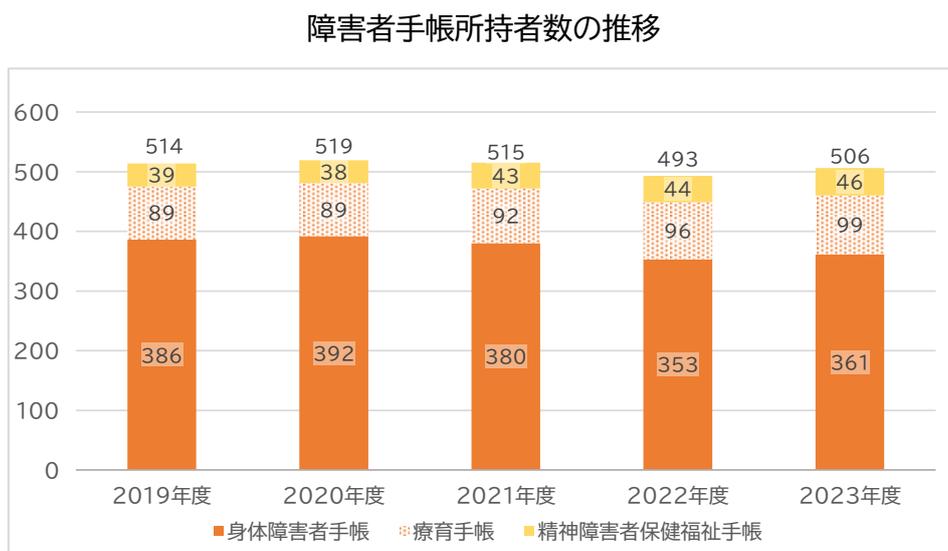


資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)2025年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 2018年」推計

2 障がいのある人の現状

(1)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数についてみると、ほぼ横ばいで推移しています。



資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向にあり、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向となっています。

障害者手帳所有者数構成比の推移

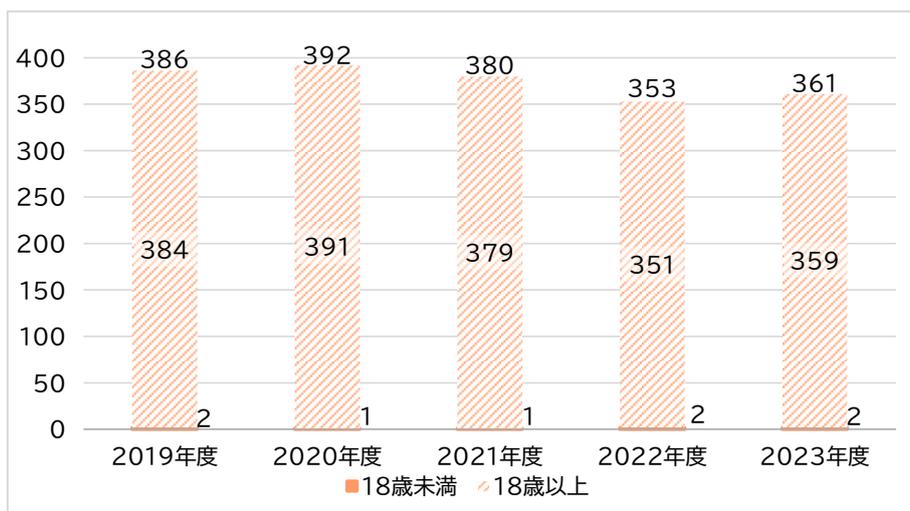


資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

(2)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数についてみると、減少傾向で推移しており、2019年度から2023年度にかけて25人減少しています。

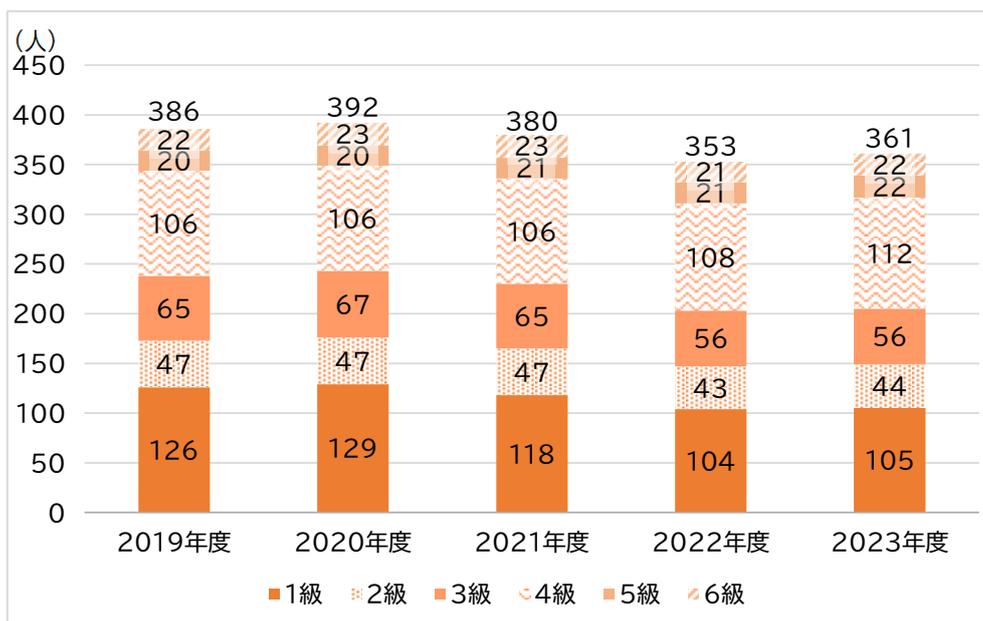
身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

等級別にみると、いずれの年度も1級が最も多く、次いで4級、3級となっています。

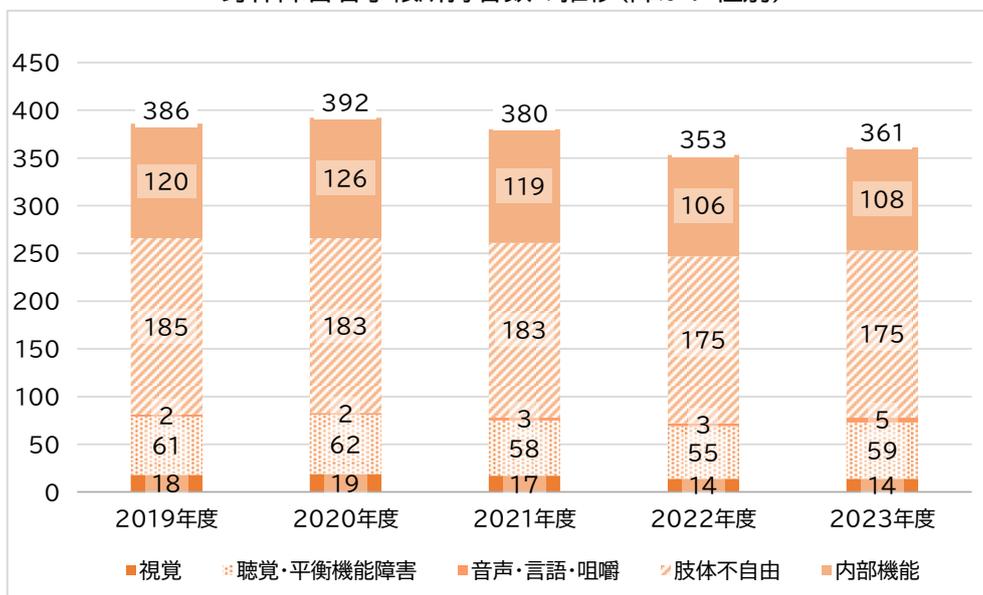
身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

障がい種別にみると、いずれの年度も肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障がい、聴覚・平衡機能障がいとなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)



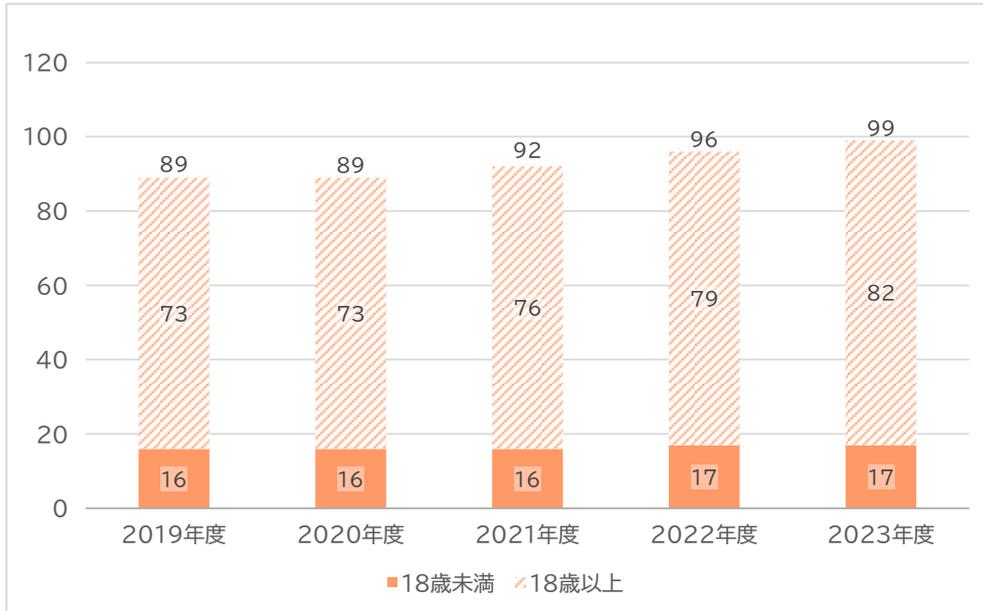
資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数についてみると、増加傾向で推移しており、2019年度から2023年度にかけて10人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満はほぼ横ばいで推移しているものの、18歳以上は増加傾向となっています。

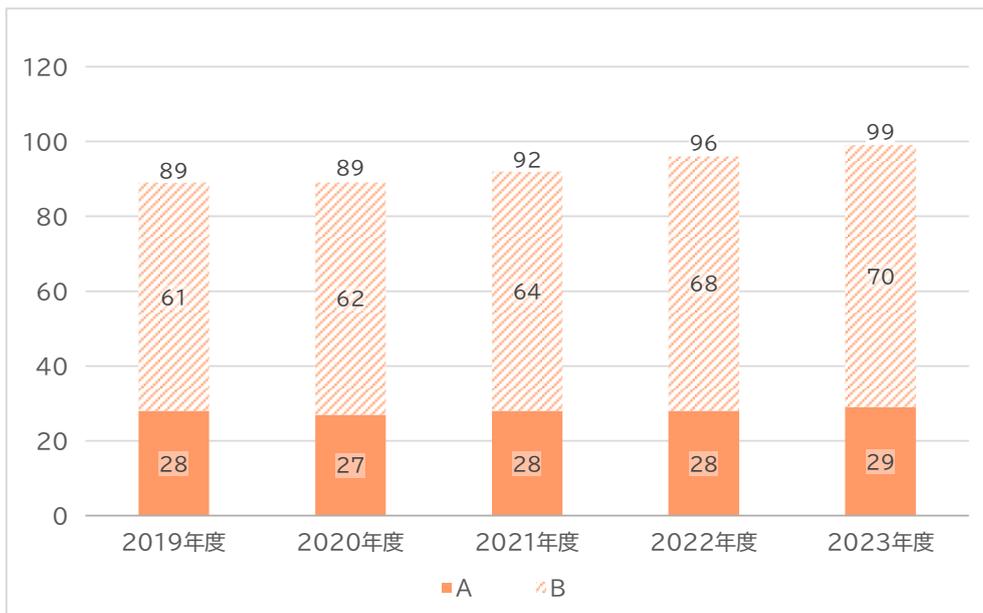
療育手帳所持者数の推移(年齢別)



資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

等級別にみると、Aはほぼ横ばいで推移しているものの、Bは増加傾向となっています。

療育手帳所持者数の推移(等級別)

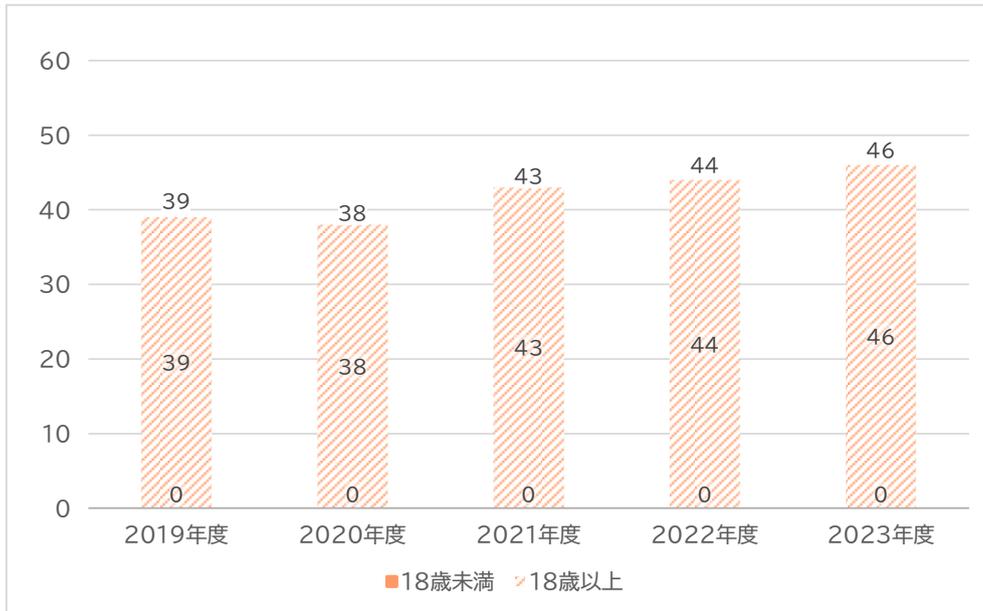


資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数についてみると、増加傾向で推移しており、2019年度から2023年度にかけて7人増加しています。

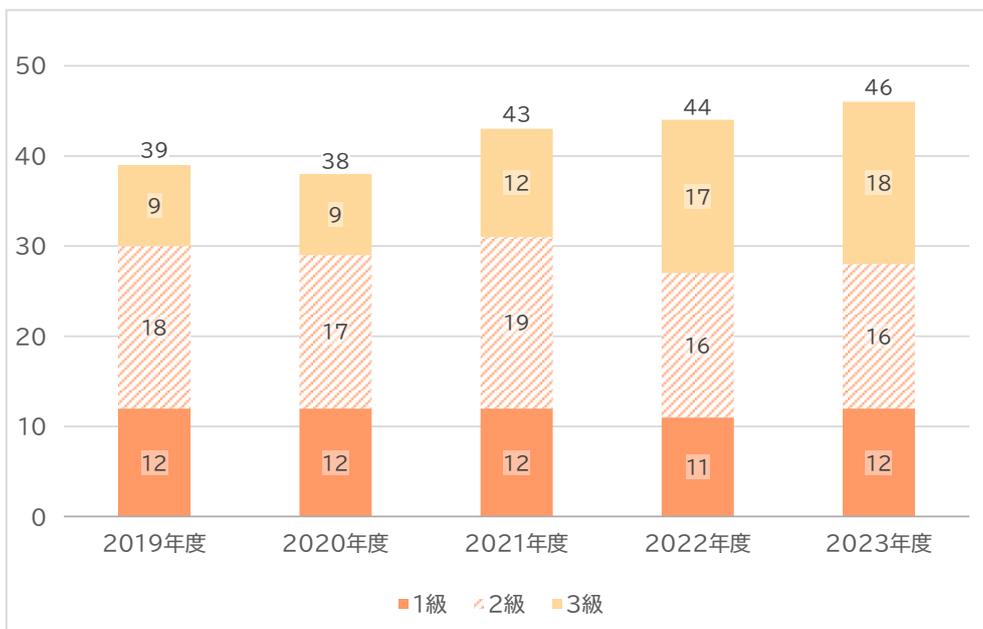
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)



資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

等級別にみると、3級が増加傾向で推移しており、2019年度から2023年度にかけて9人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



資料:健康福祉課(福祉行政報告例)※2023年度は9月末現在

(5)特別支援学級の現状

特別支援学級の在籍者数についてみると、増加傾向で推移しており、2019年度から2023年度にかけて26人増加しています。特に小学校の特別支援学級と中学校の通級教室の在籍者の増加が顕著にみられます。

特別支援学級在籍者数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特別支援学級(人)	21	17	22	28	35
内訳					
小学校(人)	12	12	16	23	25
中学校(人)	9	5	6	5	10
通級教室(人)	35	36	54	51	47
内訳					
小学校(人)	29	30	45	41	33
中学校(人)	6	6	9	10	14
合計(人)	56	53	76	79	82

資料: 孺恋村教育委員会

(6)難病患者の現状

難病患者数についてみると、特定疾患の患者数は2021年度以降、80名前後で推移しています。

難病患者数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定疾患(人)	74	70	83	78	79
小児慢性特定疾患	※各年 10 人未満				

※小児慢性特定疾患の人数については、少数のため明記していません

資料: 吾妻保健福祉事務所

3 アンケート調査結果の概要

孺恋村の障がい者の実態を把握し、「第4次孺恋村障がい者計画、第7期孺恋村障がい福祉計画及び第3期孺恋村障がい児福祉計画」の策定における基礎資料とするために実施しました。

(1)調査の概要

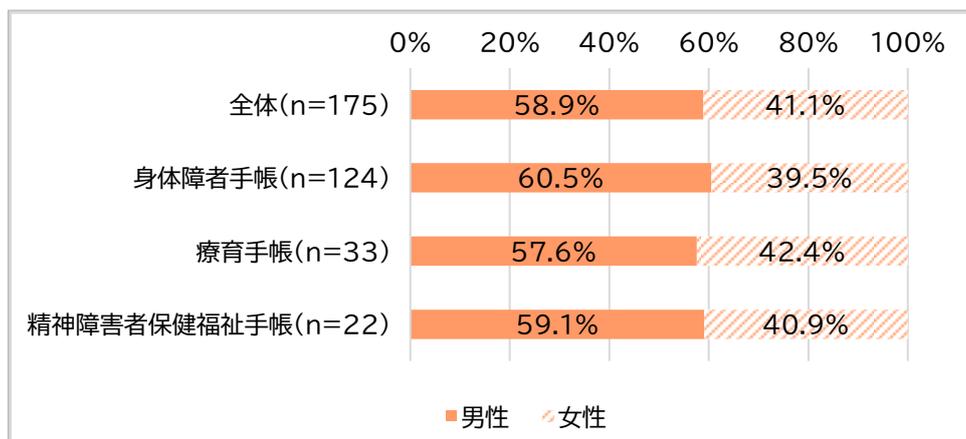
- ・調査対象者:孺恋村に居住し、障害者手帳をお持ちの方 370 人
- ・調査期間:2023年11月1日～11月24日
- ・調査方法:郵送配布・郵送回収による本人記入方式
- ・回収率:47.3% (175 件)

(2)主な調査結果の概要

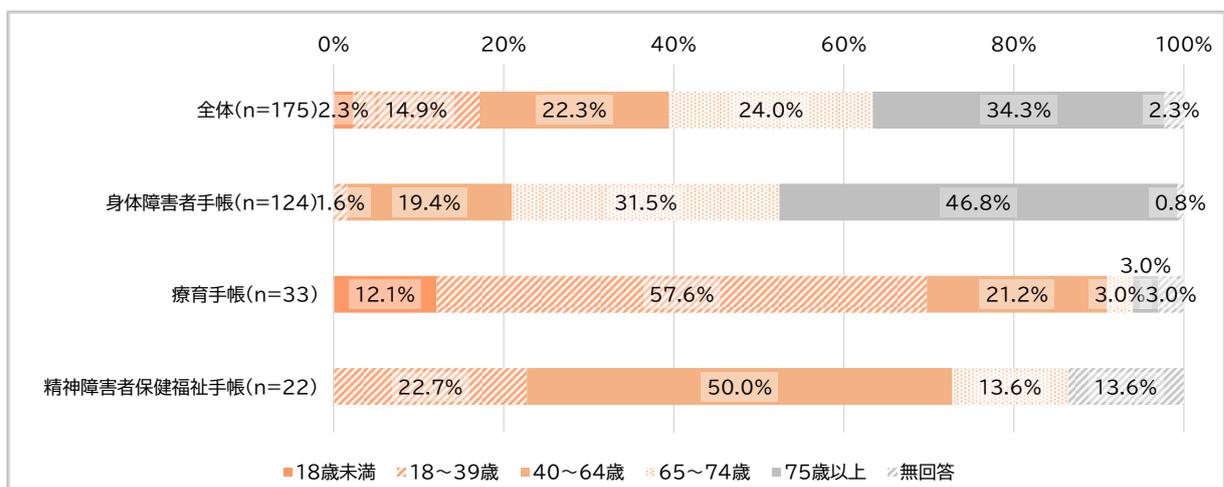
①性別・年代・家族などについて

性別で見ると、男性が約6割、女性が約4割であり、年代別で見ると、身体障害者手帳保持者では「75歳以上」、療育手帳保持者では「18～39歳」、精神障害者保健福祉手帳保持者では「40～64歳」が最も高くなっています。(※回答者によっては重複して手帳を持っている場合もあり)

性別(手帳種別)

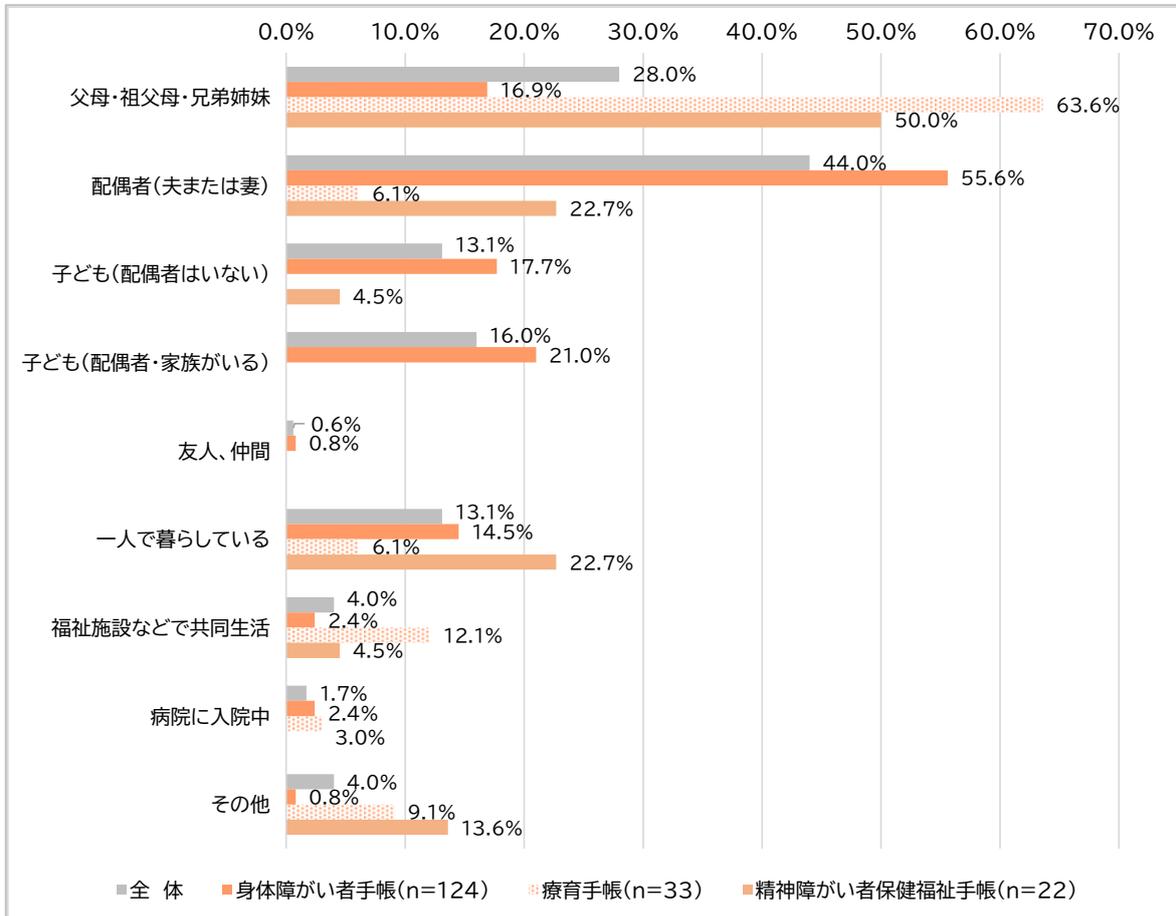


年代別(手帳種別)



現在一緒にくらしている人（または場所）は、身体障害者手帳保持者の方は「配偶者（夫または妻）」、療育手帳保持者・精神障害者保健福祉手帳保持者の方は「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も多くなっています。

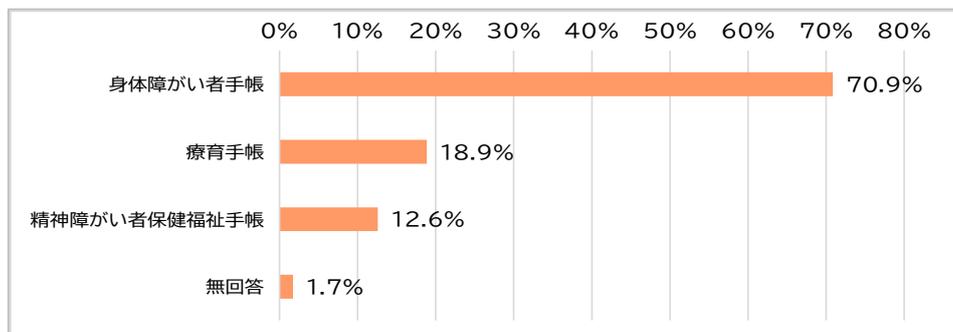
一緒にくらしている人(または場所)



(単数回答/n=175)

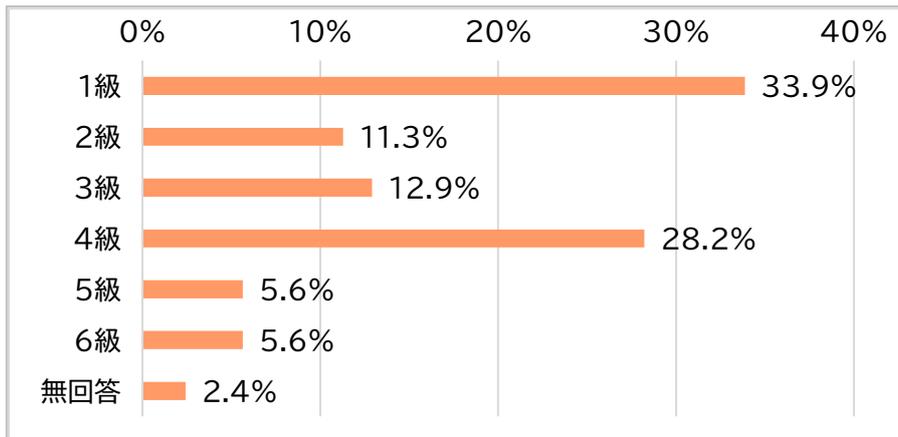
所持手帳の割合および、手帳の等級または判定の割合は次に示すとおりです。

所持手帳



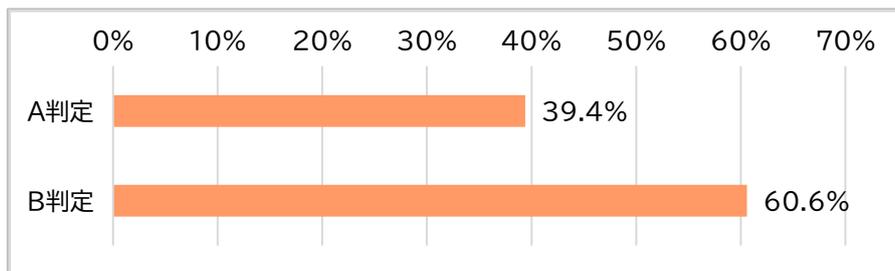
(n=182)

身体障害者手帳の等級



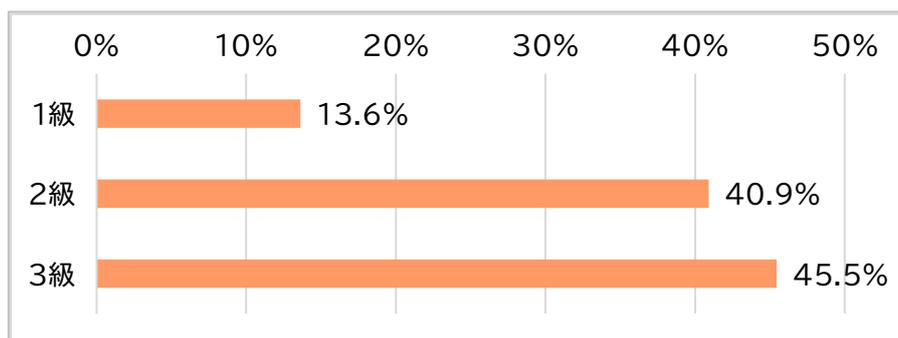
(n=124)

療育手帳の判定



(n=33)

精神障害者保健福祉手帳の等級

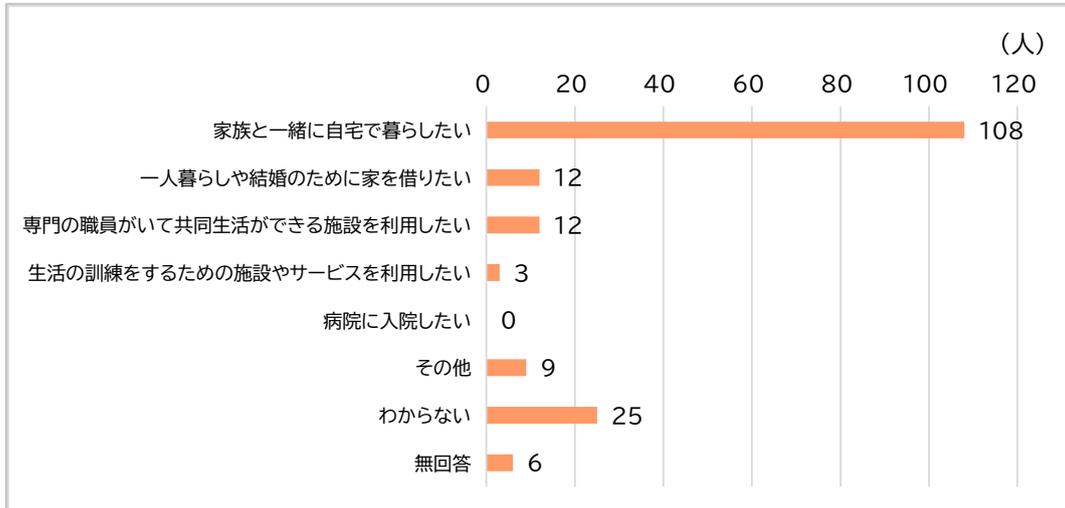


(n=22)

②住まいや暮らしについて

今後望む暮らし方については、「家族と一緒に自宅で暮らしたい(108人)」が最も多く、今後も自宅での暮らしを望んでいる方が多い状況です。

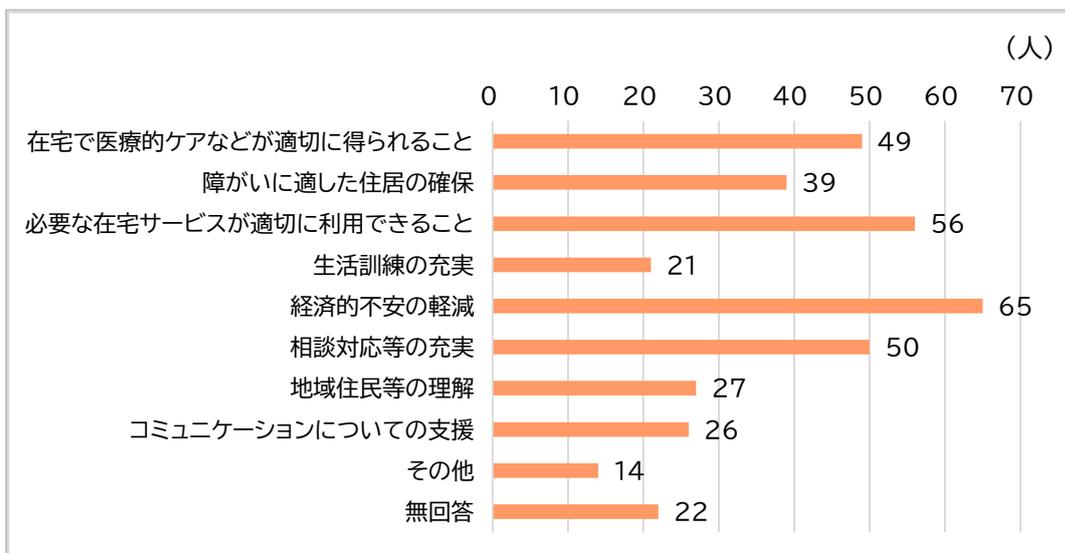
今後どのような暮らしをしたいか



(単純回答/n=175)

希望する暮らしを送るために望む支援としては、「経済的不安の軽減(65人)」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること(56人)」、「相談対応等の充実(50人)」でした。

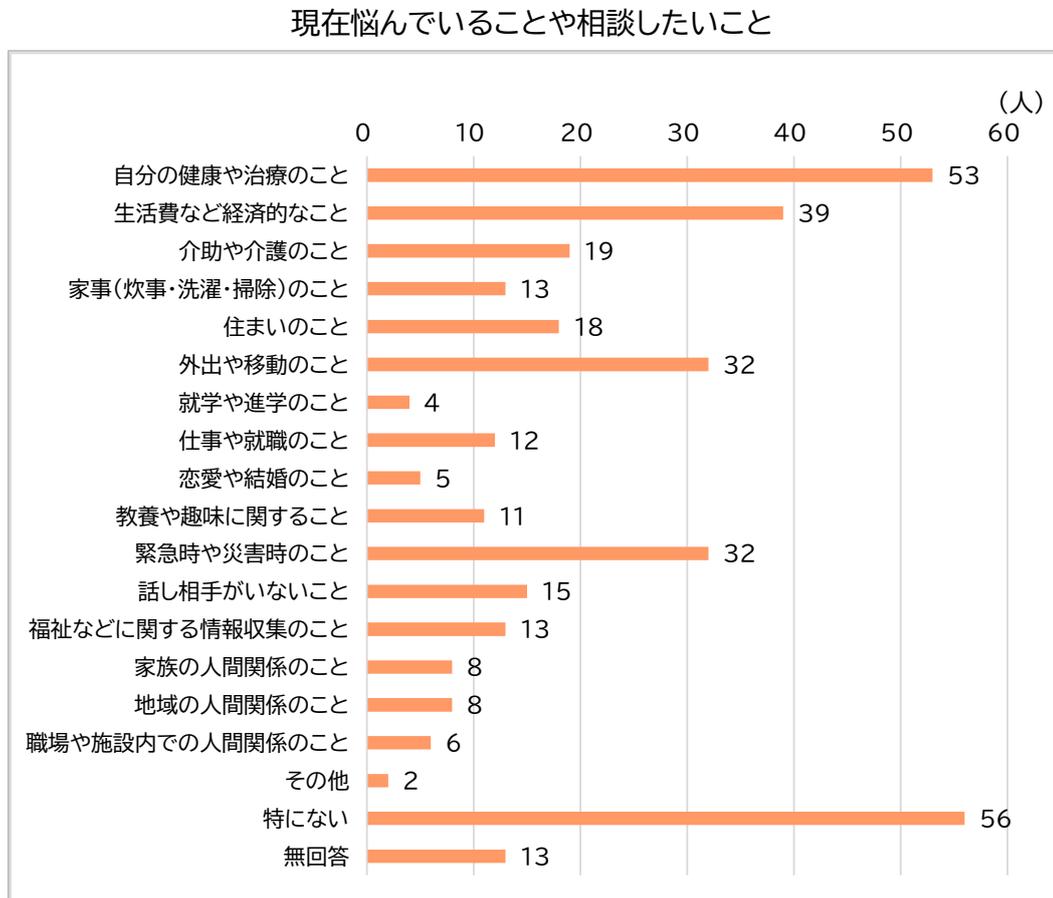
希望する暮らしを送るために望む支援



(複数回答/n=175)

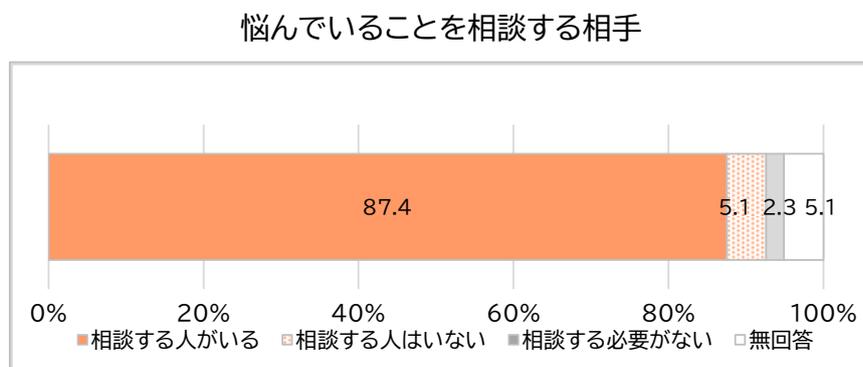
③相談・情報提供について

現在悩んでいることや相談したいことがある方のうち、最も多いのは、「自分の健康や治療のこと(53人)」であり、次いで「生活費などの経済的なこと(39人)」、「外出や移動のこと(32人)」、「緊急時や災害のこと(32人)」でした。



(複数回答/n=175)

悩んでいることを相談する相手の有無について尋ねたところ、現時点では多くの方が相談相手を持つことができている状況です。「相談相手がない」と回答した人は5.1%(9人)でした。

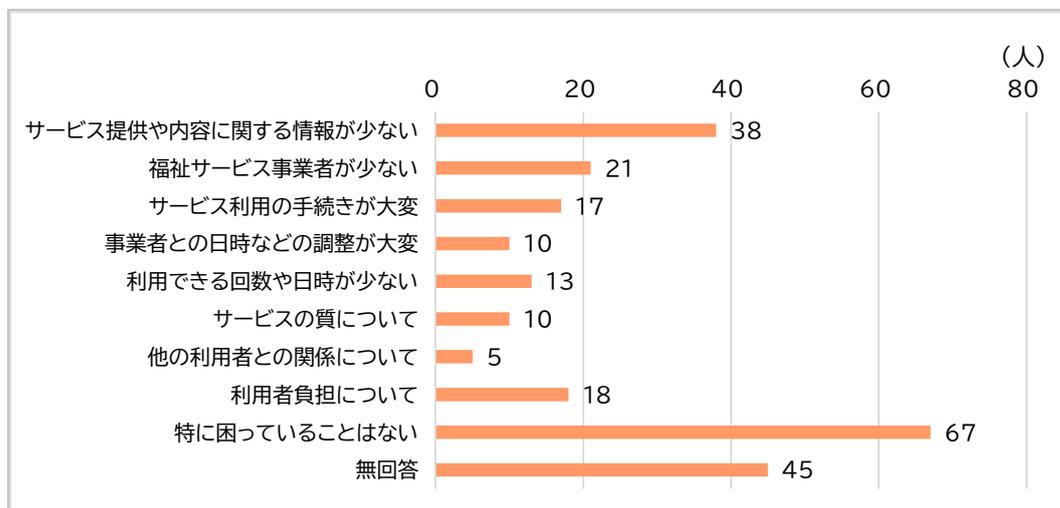


(単数回答/n=175)

④障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスを利用する上での悩みとしては、「特に困っていることはない(67人)」が最も多く、悩みを持っている方の中で最も多いのは、「サービス提供や内容に関する情報が少ない(38人)」でした。適切に必要な情報をどのように届けるか、今後検討していくことがより必要です。

障がい福祉サービスをする上での悩み

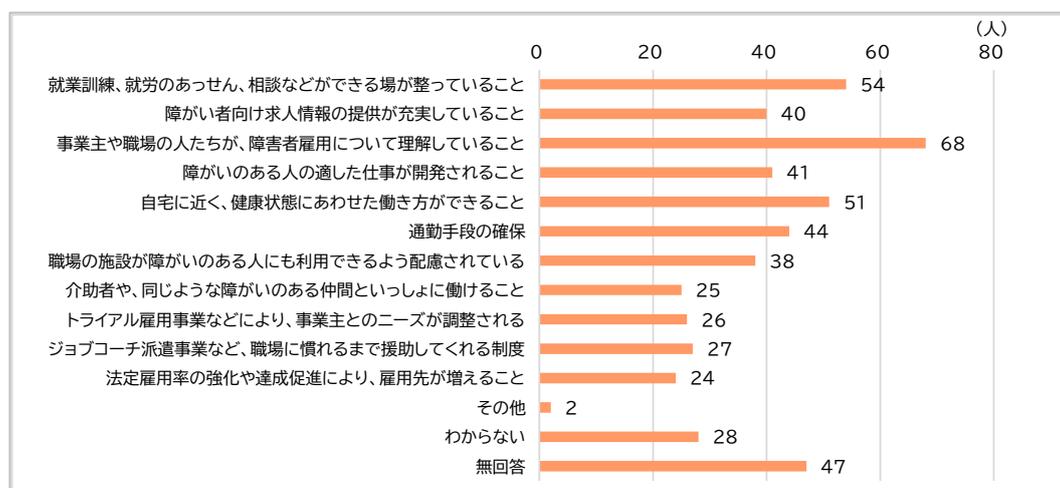


(複数回答/n=175)

⑤雇用・就労について

障がいがある方が就労するにあたり、必要な支援として求められているものは、「事業主や職場の理解(68人)」が最も多く、次いで、「就業訓練、斡旋、相談ができる場(54人)」、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること(51人)」でした。就業に向け、周りの理解を促すための普及啓発や相談体制の充実および、障がいのある人の雇用に取り組む企業への支援を図ることで、就労機会の確保につなげていくことが求められます。

障がいがある方が就労するにあたり必要な支援

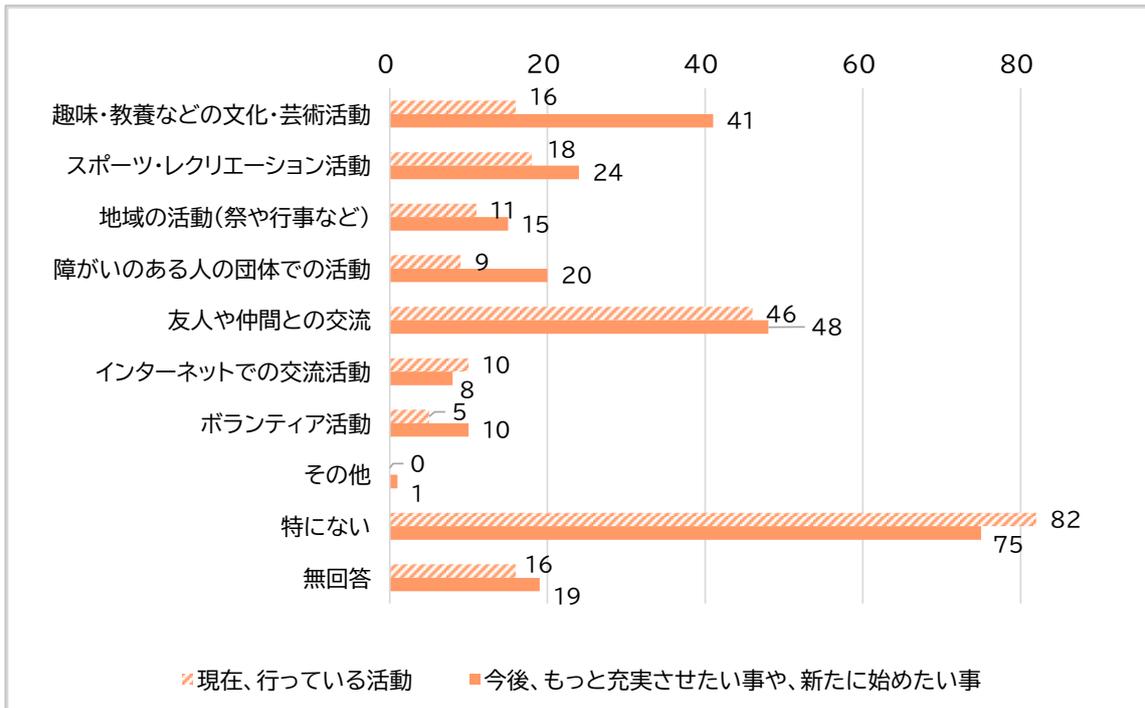


(複数回答/n=175)

⑥ 日常の活動について

現在行っている活動は、「友人や仲間との交流(46人)」が最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動(18人)」、「趣味・教養などの文化・芸術活動(16人)」でした。今後充実させたいことや新たに始めたいことは、「友人や仲間との交流(48人)」が最も多く、次いで「趣味・教養などの文化・芸術活動(41人)」、「スポーツ・レクリエーション活動(24人)」で、より多くの活動を求めている傾向がうかがえます。

現在の活動と今後充実させたい事・新たに始めたい事

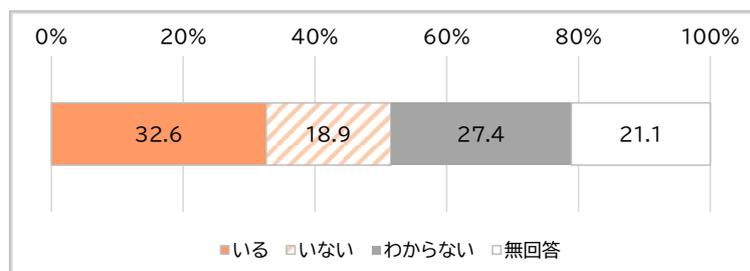


(複数回答/n=175)

⑦ 地域防災について

災害時に、近所に助けてくれる人がいるか尋ねたところ、「いない」が 18.9%と「わからない」が 27.4%であり、約半数の方が近所の支援とつながっていない状況が見られています。いざという時に備えて、本人、家族だけでなく近隣との連携体制の構築および情報の共有を行っていくことが求められます。

一人暮らしまたは家族が不在時に近所で助けてくれる人がいるか

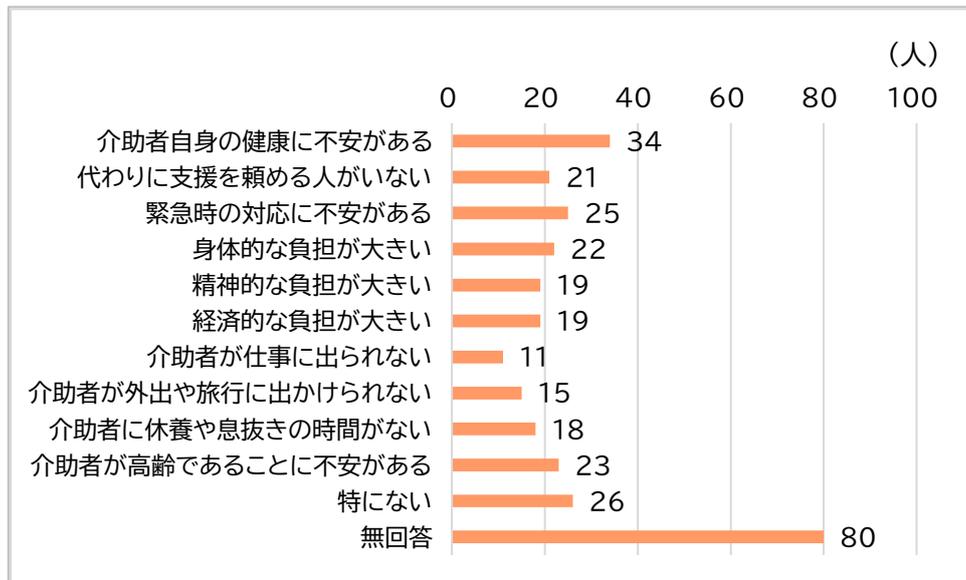


(単数回答/n=175)

⑧介助者について

介助者自身が感じている悩みやお困りごとについては、無回答や特にない方を除くと、「介護者自身の健康面の不安(34人)」が最も多く、次いで「緊急時の対応(25人)」でした。障がいのある方だけでなく、家族も含めた支援体制および地域での支援体制を充実していくことが求められます。

介助者が感じている悩みや困りごと

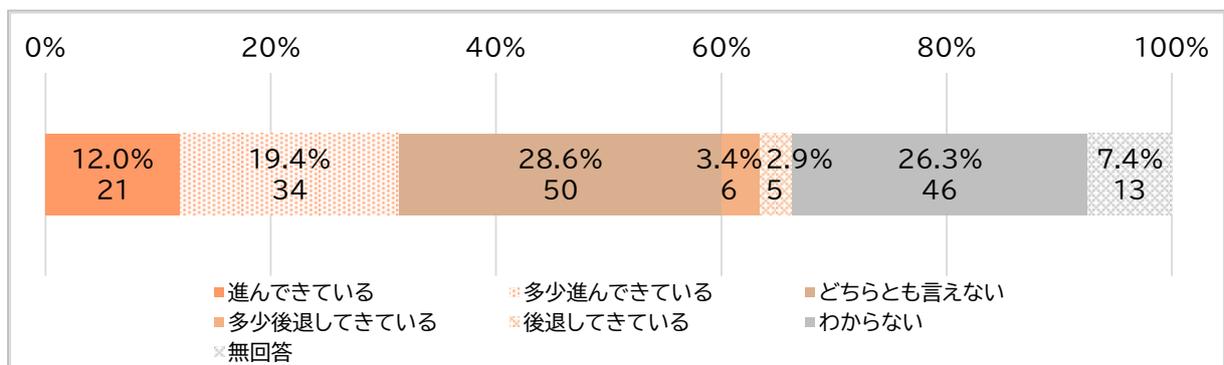


(複数回答/n=175)

⑨障がいへの理解や権利擁護

障がいに対して、広く住民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいるか尋ねたところ、「進んでいる(12.0%)」、「多少進んでいる(19.4%)」と合わせて約3割であり、住民の理解や地域・行政の社会的な支援をより充実強化していく必要があります。

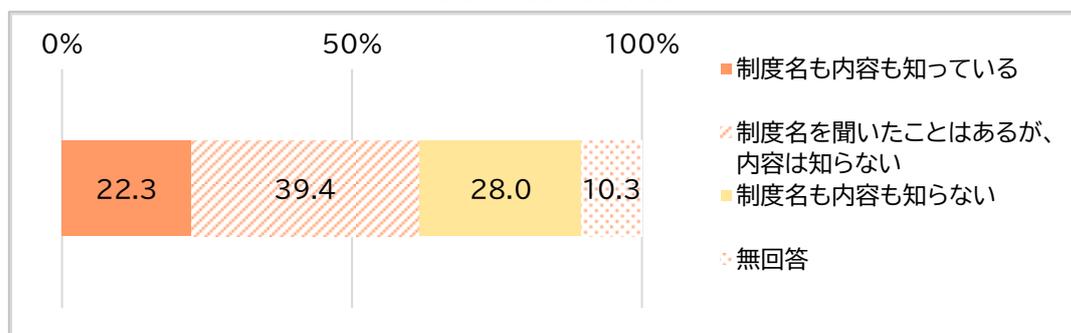
障がいに対する住民の理解や地域・行政の社会的な支援の推進状況



(単数回答/n=175)

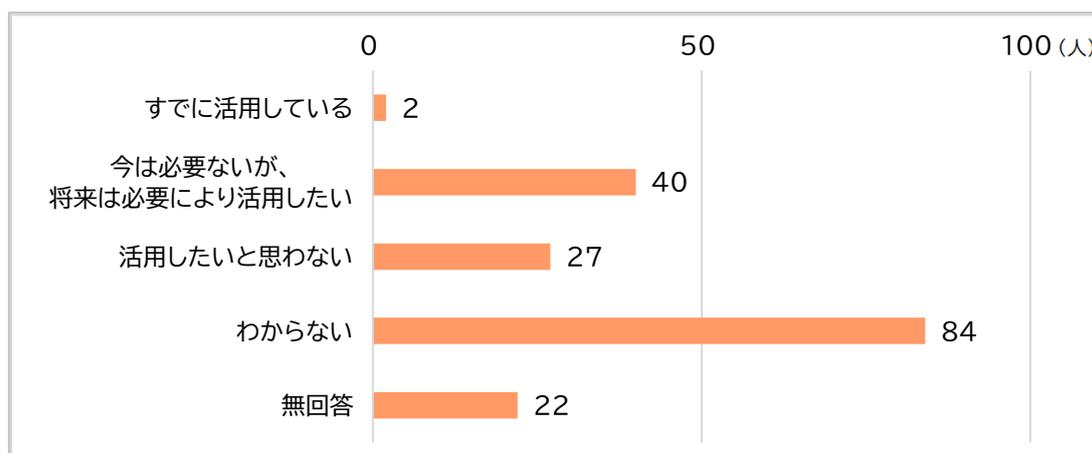
成年後見制度の認知度を尋ねたところ、「制度名も内容も知っている(22.3%)」で、約8割の方が制度の内容を知らない状況でした。成年後見制度の利用意向について尋ねたところ、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」と回答した方が40人いました。また、「わからない」と回答した方が84人いますが、制度の内容を知らない方も多いことから、制度の内容に関して、さらなる普及啓発に取り組む必要があります。

成年後見制度の認知度



(単数回答/n=175)

成年後見制度の利用意向



(単数回答/n=175)

3章 これまでの取組状況・評価

「第3次孺恋村障がい者計画」及び「第6期孺恋村障がい福祉計画 第2期孺恋村障がい児福祉計画」においては、関係各所と連携し施策を推進するための方策を検討した上で、取り組みました。

1-1 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、月の利用人数はおおむね計画値で推移していますが、利用時間は計画値を上回っています。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括 支援	時間/月	75.4	74	169.1	88	149.9	88
	人/月	10.8	10	15.5	12	14.3	12

(2) 日中活動系サービス

就労継続支援 A 型、就労継続支援B型、療養介護は、ほぼ計画値どおりとなっています。生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、は、計画値を下回っています。就労移行支援、就労定着支援の利用はありませんでした。短期入所(福祉型)は、計画値を下回っています。また、短期入所(医療型)の利用はありませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	日/月	571.4	629	542.8	647	524.3	647
	人/月	29.6	34	27.3	35	26.0	35
自立訓練 (機能訓練)	日/月	0	15	0	15	0	15
	人/月	0	1	0	1	0	1
自立訓練 (生活訓練)	日/月	0	15	2.6	15	5.3	15
	人/月	0	1	0.4	1	0.9	1
就労移行支援	日/月	0	44	0	22	0	22
	人/月	0	2	0	1	0	1
就労継続支援 A 型	日/月	21.3	22	24.4	22	22.3	22
	人/月	1.1	1	1.3	1	1.1	1

就労継続支援 B型	日/月	306.5	330	349.1	374	319.7	374
	人/月	16.4	15	18.3	17	17.1	17
就労定着支援	人/月	0	2	0	1	0	1
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所 (福祉型)	日/月	0	51	1.8	51	1.6	51
	人/月	0	2	0.3	2	0.3	2
短期入所 (医療型)	日/月	0	25	0	25	0	25
	人/月	0	1	0	1	0	1

(3)居住系サービス

自立生活援助、宿泊型自立訓練の利用はありませんでした。共同生活援助は、計画値を上回っています。施設入所支援は、ほぼ計画値どおりとなっています。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自立生活援助	人/月	0	1	0	1	0	1
共同生活援助	人/月	14.6	12	16.0	15	18.9	15
施設入所支援	人/月	19.6	19	18.0	20	17.8	20
宿泊型自立訓練	人/月	0	1	0	1	0	1

(4)相談支援

計画相談支援は、計画値を上回っています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/月	13.5	5	13.7	6	15.3	6
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	1	0	0	0	0

1-2 地域生活支援事業の状況

(1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるため、吾妻自立支援協議会が中心となり研修会やイベント活動等の啓発活動を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、規模を縮小しての開催になりました。

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動についての支援事業は実施できませんでした。

(3)相談支援事業

基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行い、自立した生活を送るための支援を行いました。また2020年度には嬭恋村内に西部相談支援センターが開所され、より身近での相談が可能となりました。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害者相談支援事業所(村内)	か所数	1	-	2	1	2	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい者を対象とする利用はありませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	0	1	0	1

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業については、2021年度から嬭恋村社会福祉協議会が行う法人後見制度に対し支援を行いました。

(6)意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザと委託契約を行い、希望者がいる場合の実施体制は整えています。また、手話通訳者の設置はできませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話通訳者・要約 筆記者派遣	件/年	0	1	0	1	0	1
手話通訳者設置	件	0	0	0	0	0	0

(7)日常生活用具給付等支援事業

日常生活用具給付等支援事業の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。また各年度とも排泄管理支援用具(ストマ等)の利用が主でした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	0	1
自立生活支援用具	件/年	1	1	1	1	0	1
在宅療養等 支援用具	件/年	0	—	0	1	0	1
情報・意思疎通 支援用具	人/年	2	1	2	1	0	1
排泄管理支援 用具	実利用 者数	20	19	20	22	19	24
住宅改修	件/件	0	0	0	0	0	0

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、実施できませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	0	—	0	0	0	0

(9)移動支援事業

移動支援事業は、利用人数はほぼ計画値で推移していますが、利用時間は計画値を上回りました。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
移動支援事業	延べ時間	556	200	682	275	698.5	275
	人/月	11	10	12	11	12	11

(10)地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の利用か所数は、ほぼ計画値どおりとなっています。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
地域活動支援センター事業	自市町村分	1	1	1	1	1	1
	他市町村分	2	-	3	3	3	3

(11)日中一時支援事業

日中一時支援事業は、ほぼ計画値どおりとなっています。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日中一時支援事業	人/年	4	3	4	5	4	5

(12)生活サポート事業

生活サポート事業の利用はありませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活サポート事業	人/年	0	1	0	1	0	1

(13)社会参加促進事業

社会参加促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数が計画値を下回りました。自動車免許取得・改造助成事業の利用はありませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
社会参加促進事業	人/年	157	252	120	240	238	240
自動車免許取得・改造助成事業	人/年	0	1	0	1	0	1

(14)移動入浴サービス事業

移動入浴サービス事業の利用はありませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
移動入浴サービス事業	件/月	0	1	0	1	0	1

1-3 障がい児福祉サービスの利用状況

児童発達支援、障害児相談支援は、計画値を上回りました。放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、計画値を下回っています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。また、医療的ケア児に対するコーディネーターの配置はできませんでした。

サービス種別	単位	2020年度		2021年度		2022年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	日/月	60.8	66	76.8	66	70.9	66
	人/月	6.3	3	9.4	3	12.1	3
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	5.9	44	7.3	22	4.5	22
	人/月	0.8	2	1.0	1	1.0	1
保育所等訪問支援	日/月	1.5	2	0.3	2	0.6	2
	人/月	1.5	3	0.3	3	0.6	3
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	2.8	1	3.4	1	4.8	1
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	村単独(人)	—	—	0	0	0	0
	圏域(人)	—	—	0	1	0	1

2-1 第3次孺恋村障がい者計画の取組評価

【基本目標Ⅰ 相互理解を深める広報・啓発の推進】

施策	評価
(1)広報・啓発活動の推進	障がい福祉制度について、村のホームページに掲載し周知を行いました。また村の広報においても制度の周知を行いました。
(2)福祉教育の推進	福祉フェスティバルや福祉大会は、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった年もありましたが、2023年度は多くの関係者が集まり実施することができました。また2022年度から社会福祉協議会では、群馬県の「学童・生徒のボランティア活動普及事業」の指定を受け、地域・学校・家庭が連携して地域に密着した福祉教育の推進を図りました。
(3)地域活動やボランティアへの活動支援	いきいき交流センターにおける障がい等のボランティア団体の活動は、コロナ禍においても感染対策を徹底し実施しました。

【基本目標Ⅱ 日々の暮らしを支援する生活支援の充実】

施策	評価
(1)総合的な相談体制・情報提供の充実	あがつま基幹相談支援センターを中心に関係機関の連携強化を図りました。また西部相談支援センターや、村内に計画相談支援事業所が開所したことに伴い身近での相談が可能になりました。
(2)在宅・日中活動支援の充実	新型コロナウイルス感染症の蔓延時における、在宅での支援方法等に課題が残されました。
(3)生活の場・地域活動の場の整備	西吾妻地域では、待望の障害者グループホームが長野原町と孺恋村に開所しました。地域生活支援拠点については、吾妻郡内1ヶ所で整備することができました。
(4)精神障がいのある人の福祉の充実	吾妻保健福祉事務所、健康増進課保健室、地域包括支援センター、相談事業所の連携により精神障がいのある人に対する支援体制を整えました。またひきこもりの人に対するサロンが長野原町社会福祉協議会を中心に西吾妻地域で開催することができました。
(5)生活安定のための施策の充実	障害者手帳をお持ちの場合の経済的負担軽減については、手帳交付時に説明し制度の周知を図るとともに、手帳等の更新時期を逃さないために、更新手続きの通知を発送しました。また、関係機関が連携し、福祉サービス制度についての周知を行いました。
(6)福祉マンパワーの養成と確保	福祉人材のマンパワーの養成については、新型コロナウイルスの影響で実施ができませんでしたが、人材確保の一環として社会福祉協議会に委託して介護職員初任者研修を実施しました。
(7)スポーツ・レクリエーションや文化芸術活動の推進	余暇活動として、アトリエもくやダンス活動など関係者の協力のもと実施しました。

	西部相談支援センターでは、スポーツイベントを開催し、多くの関係者が集まりました。
--	--

【基本目標Ⅲ 安心の生活を支える保健・医療サービスの適切な提供】

施策	評価
(1)ライフステージに応じた健康づくり	乳幼児においては各種健診・相談事業により早期発見・早期支援に取り組み、関係機関と情報共有、連携により適切な支援につながるよう努めました。
(2)医療体制の充実	関係機関との情報共有や連携を行い、適切な医療が受けられるよう努めました。

【基本目標Ⅳ 自分らしくいきいきと育てる療育・教育体制の充実】

施策	評価
(1)療育・相談体制の整備	支援が必要と思われる子どもたちについては、関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添った支援が行えるよう情報共有を行い、保護者の相談にも対応できる体制を整えました。
(2)学校教育の充実	教育支援委員会を実施すると共に、保護者を含め、子どもたちのニーズに応じて支援体制を充実させました。

【基本目標Ⅴ 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大】

施策	評価
(1)雇用機会の確保と拡大	地域における障がい者の就労の場の発掘を関係機関が連携し実施しました。
(2)雇用に関する支援施策の推進	事業所における、特別支援学校からの生徒の受け入れを行う等、一人ひとりの特性を考慮した雇用に向け関係者が連携し就労支援に努めました。

【基本目標Ⅵ 安心して快適に暮らせる基盤づくりの充実】

施策	評価
(1)安全快適な交通・公共施設等の整備	公共施設の整備に当たっては、障がい福祉に識見を有する方の意見を伺う機会を確保しました。また、チョイスコつまごいやおでかけタクシーを移動手段として利用できる体制を整えました。
(2)防災・防犯対策等の充実	災害時の避難に関し、村が整備する災害時要支援者名簿への登載について周知を行いました。
(3)権利擁護の推進	社会福祉協議会と連携し、金銭管理の支援を行いました。また成年後見が必要な場合には関係機関が連携し支援ができるよう、体制の整備に努めました。
(4)虐待防止の推進	関係機関と連携し、障がい者に対する虐待防止、早期発見・早期対応に心がけました。
(5)合理的配慮への対応	事業所においても合理的配慮が義務化されることから、ホームページ等で周知を行いました。

2-2 第6期孺恋村障がい福祉計画の取組評価

成果目標	評価
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域での移行体制の整備が進まず地域移行は進みませんでした。
(2)精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	吾妻保健福祉事務所や関係機関と情報共有に努めました。
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点の設置は吾妻圏域で1箇所確保できましたが、利用はありませんでした。
(4)福祉施設から一般就労への移行等	関係機関で連携しながら実施にむけ体制整備に努めました。が、利用がなく、一般就労への移行者はいませんでした。
(5)相談支援体制の充実・強化等	困難事例等、あがつま基幹相談支援センターを中心に専門的な指導・助言が行われました。
(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	村内の計画相談事業所の事務指導監査(書面)を実施しました。

2-3 第2期孺恋村障がい児福祉計画の取組評価

成果目標	評価
(1)障がい児支援の提供体制の整備等	2023年度に放課後等デイサービス事業所が吾妻圏域で1か所新規開所されたことにより、支援の提供の機会が増えました。
(2)障がい児支援の提供体制の整備等(発達障がい児等に対する支援)	目標に掲げていた障がい児に対する支援プログラムは計画していましたが、実施できませんでした。

4章 第4次孺恋村障がい者計画

1 第4次孺恋村障がい者計画の全体像

第4次孺恋村障がい者計画

総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針，取組施策・事業

〔基本理念〕 誰もが自分らしく輝き 安心して暮らし続けられる
地域共生の村づくり

〔基本方針・基本施策〕

(1) その人らしく健やかに暮らせるむらづくり(障がい者の自立支援)

障がいのある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図れるよう支援します。

- └①総合的な相談支援・情報提供
- └②自立した生活を支える支援サービスの提供
- └③保健・医療サービスの提供

(2) みんなで守り支え合うむらづくり(安心して暮らせる社会の実現)

障がいの内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

- └①地域とのつながりと社会参加への支援
- └②地域の支えあいの推進
- └③福祉人材の養成と確保

(3) 互いを理解し認め合うむらづくり(共生社会の実現)

障がいの有無にかかわらず、多様性を認め合いながら互いを尊重し、地域社会の一員としてつながりをもって暮らすことを目指します

- └①障がい理解の促進
- └②交流事業
- └③雇用・就労の促進

〔分野横断施策〕 地域共生の村づくりの実現に向けた重層的支援体制整備の推進

└つながり・重なり・支え合う 「孺恋まるごとサポート」体制整備事業

第7期孺恋村障がい福祉計画
第3期孺恋村障がい児福祉計画

各種障害福祉サービスの供給見込み量・確保方策

2 第4次孺恋村障がい者計画の取組の方向性

(1) その人らしく健やかに暮らせるむらづくり(障がい者の自立支援)

障がいのある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図れるよう支援します。

基本施策		取組の方向性	区分
① 総合的な相談支援と情報提供	①-1	●相談窓口の見える化 基幹相談支援センター、西部相談支援センターを中心とした、障がいについての総合的な相談窓口の見える化を図り相談体制の充実に努めます。また障がいに関する情報を一元化した障がい者向けガイドブックを作成します。	重点
	①-2	●情報提供体制の整備 国や県との連携を強化し、情報収集にあたりとともに、村の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し村民に対し情報提供を図ります。また民生委員・児童委員や、障がい団体など関係者に情報提供に努めます。	拡充
	①-3	●計画相談支援・障がい児相談支援 障がいのある人への心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、郡内にある相談支援事業所と連携を取り、サービス等利用計画の作成を行うとともに、保健室や東部こども園・西部幼稚園等、相談支援事業所との連携により発達気になる子に対する相談支援の充実に努めます。	継続
② 自立した生活を支える支援サービスの提供	②-1	●訪問系サービスの充実 障がいをお持ちの方や、介護者の方が安心して生活できるよう、食事や入浴、排泄など居宅での介護や外出時における移動の支援を充実させ、在宅で安心して暮らせるよう支援します。	継続
	②-2	●日中活動サービスの充実 障がいのある人が日中に自立した生活をおくるため、利用者のニーズに応じたサービスの充実に努めます。	継続
	②-3	●一時的な支援の充実 障がいのある子どもの放課後等の居場所対策や、障がいのある人を介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業の充実に努めます。	継続
	②-4	●日常生活用具等の支給の充実 障がいのある人の日常生活が円滑に行われるための支援として、日常生活用具給付事業と個別給付による補装具費の支給を実施します。	継続
	②-5	●地域生活支援拠点の充実 障がいのある人や障がいのある人を介護する家族の負担を軽減するため、地域生活支援拠点の整備や短期入所や日中一時支援事業の充実に努めます。	拡充

	②-6	<p>●発達が気になる子どもへの支援の充実</p> <p>・乳幼児健診等で発達が気になるお子さんに対し、保健師・事業所等の連携によりより良い発達支援ができる体制整備に努めます。</p> <p>・東部こども園、保健室、ファミリーサポートセンター等が連携し保護者の負担軽減の充実を図ります。</p> <p>・障がいを持った子どもたちが安心して生活できるよう、また保護者の負担を軽減できるよう居場所の確保に努めます。</p>	重点
	②-7	<p>●成年後見制度の普及・啓発</p> <p>・成年後見制度等の周知や相談体制を整備することにより、「親亡きあと問題」の不安解消に努めます。</p>	重点
③ 保健・医療サービスの提供	③-1	<p>●医療体制の整備</p> <p>障がいがある、なしにかかわらず住民が適切な受診・治療を受けられるよう、医師会等との連携を図ります。また村内の医療機関や保健・福祉それぞれの分野との連携により総合的なサービスの体制整備に努めます。</p>	継続
	③-2	<p>●疾病に対する理解の促進</p> <p>各種健診や相談等の機会を活用し、障がいの原因となる可能性のある疾病について、その予防や治療方法等について広報・啓発を図ります。</p>	継続
	③-3	<p>●公的医療助成制度の実施</p> <p>自立支援医療をはじめ、重度心身障がい者(児)に対する医療補助等、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。</p>	継続
	③-4	<p>●妊娠期からの子育て支援の充実</p> <p>妊娠期の母親に対し、不安解消のための出産・育児知識の普及を図ります。また支援が必要だと思われる家庭に対しては、関係機関との情報共有と連携による支援を行います。</p> <p>さらに、子育て世代の不安を解消するため、親になるための講座やマタニティサロンのほか、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケアによる支援を実施します。</p>	継続
	③-5	<p>●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、高齢者だけではなく精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係者による協議の場の開催に努めます。</p>	拡充
	③-6	<p>●こころの健康相談の充実</p> <p>健康福祉課保健室で実施しているわかば相談等の相談機能を充実させ、生活に対する不安や悩みの軽減に努めます。</p>	拡充

(2)みんなで守り支え合うむらづくり(安心して暮らせる社会の実現)

障がいの内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本施策		取組の方向性	区分
① 地域とのつながりと社会参加への支援	①-1	●災害時の避難体制整備 障がいのある人にも地域で開催される防災訓練等に参加していただくと共に、個別避難計画が必要な方に対し計画の策定を促進します。 また障がいの特性を理解し、災害時に安心して過ごせる避難場所の確保に努めます。	重点
	①-2	●地域生活支援事業の推進 障がいのある人がその有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、日中一時支援事業や移動支援事業を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援します。	継続
	①-3	●ボランティアや障がいの特性に応じた介助員の養成 障がいの特性に応じた手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助員の養成に努めます。また障がいに対する知識を持つボランティア研修の実施に向け体制の整備を行います。	継続
	①-4	●障害者に対する権利擁護の推進 知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、金銭管理の支援や地域の人たちの見守りによる詐欺防止活動等を推進します。	拡充
② 地域の支えあいの推進	②-1	●ボランティア活動の活性化 孺恋村ボランティアセンターと連携し、より多くの方がボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、情報提供等を行います。	継続
	②-2	●公共施設のバリアフリー化 だれもが使いやすい施設となるよう、公共施設等の新設、改修時にはバリアフリーの視線に立った施設整備を行います。	重点
	②-3	●移動手段の確保 「チョイソコつまごい」や「おでかけタクシー」などの制度を周知するとともに、障がいのある人も利用しやすい環境作りを推進します。	継続
	②-4	●災害時の支援体制の整備 災害時に支援が必要な人について、自主防災組織を中心に関係者の協力体制の確認を行います。(個別避難計画の策定) また、地域における福祉サービス事業所等との合同による防災訓練を実施します。	重点

	②-5	<p>●障がい者に対する虐待防止</p> <p>虐待防止センター・事業所などと日頃から連携して虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。また地域住民による虐待通報に対応するため体制を整備します。</p>	継続
③ 福祉人材の養成と確保	③-1	<p>●各種研修会への参加促進</p> <p>行政職員はもとより、福祉施設の勤務する職員の資質向上、資格取得を図るため、県等が開催する研修会への参加を促進します。</p>	拡充
	③-2	<p>●介護職員初任者研修の実施</p> <p>障がいのある人が安心して在宅で暮らせるよう、居宅介護支援を充実させるために、社会福祉協議会へ事業実施を委託し介護職員初任者研修を開催します。</p>	拡充

(3)互いを理解し認め合うむらづくり(共生社会の実現)

障がいの有無にかかわらず、多様性を認め合いながら互いを尊重し、地域社会の一員としてつなかりをもって暮らすことを目指します。

基本施策		取組の方向性	区分
① 障害理解の促進	①-1	●「障がい者週間」等の記念行事の開催 「障がい者週間(12月3日～9日)」を中心に障がいに関係する週間に合わせ、障がい者の作品展示会等を開催します。また役場玄関にアトリエもくの作品を常設展示するなど、多くの住民の方が障がいに対する理解を深めるための啓発事業を促進します。	拡充
	①-2	●関係機関・組織との連携 2024年4月から施行される合理的配慮が一般企業にも義務化されることに伴い、商工会・観光協会等と連携し村全体で合理的配慮が実践されるよう努めます。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携し障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるため広報・啓発活動を実施します。	継続
	①-3	●学校における福祉教育の推進 小学校・中学校・高等学校、教育委員会、社会福祉協議会が連携し福祉教育を推進します。また児童・生徒一人ひとりが障がいを含めた人権に関する理解を深めるよう福祉教育を推進します。また、現在実施している小学校におけるDET研修を継続し障がいに対する理解啓発に努めます。	継続
	①-4	●啓発活動の推進 すべての住民の福祉への関心を高めるために、関係機関と連携し、福祉フェスティバルや社会福祉大会を開催します。 また、精神障がいのある人に対する偏見をなくし、精神障がいに対する地域住民の理解と関心を深めるため、啓発活動の促進に努めます。	拡充
② 交流事業	②-1	●地域におけるイベントへの参加促進 孺恋村文化祭への作品展示をはじめ、福祉フェスティバル等への参加を促進します。	継続
	②-2	●スポーツ大会の実施 障がいのある人のスポーツ振興と社会参加の促進を図るため、スポーツ協会等と連携し各種障がいスポーツ大会の支援を行います。	拡充
	②-3	●各種余暇活動や交流活動の充実 障がいのある人を対象に社会福祉協議会や、手をつなぐ育成会等が実施する余暇活動や交流活動の運営を支援します。	継続

		②-4	<p>●地域活動への参加</p> <p>にしあがつま地域活動支援センター「すきっぴ」利用者による地域活動への参加を促進します。</p>	拡充
③	雇用・就労の促進	③-1	<p>●就労の場の確保</p> <p>2016年4月に一部施行された「改正障害者雇用促進法」の趣旨を理解してもらえよう、公共職業安定所等の協力を得ながら法定雇用率が達成できるよう企業との連携を図ります。また障がいのある人一人ひとりの能力や適性に見合う職場が見つかるよう支援すると共に、いきいきと働ける場の確保に努めます。</p>	継続
		③-2	<p>●広域的な連携の強化</p> <p>障害者就業・生活支援センター吾妻、相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、事業所等の関係機関と連携し、就労前から就労後にわたり障がいのある人の就労支援に努めます。</p>	継続
		③-3	<p>●就労定着支援・就労移行支援の充実</p> <p>障害者就業・生活支援センター吾妻や関係機関の連携により、一般企業への就労を希望する人に対し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。</p> <p>また、日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、関係機関が連携し生活訓練や機能訓練を推進します。</p>	継続

3 分野横断施策

地域共生の村づくりの実現に向けた重層的支援体制整備の推進

●地域共生社会とは

子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現を目指すものです。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指すものです。

●つながり・重なり・支え合う「孺恋まるごとサポート」体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった「くらしの困りごと」に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制を整備します。またこれらの推進に向け、役場内の関係部署による「重層的支援担当者ミーティング」および、役場および地域の関係機関等による「地域まるごと円卓会議」を実施し、包括的な支援体制の充実強化を図ります。



5章 第7期孺恋村障がい福祉計画

1 障がい福祉充実のための成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

■成果目標の考え方

国の指針	(1)地域移行者数:2022年度末施設入所者数の6%以上
	(2)施設入所者数:2022年度末の5%以上削減
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、孺恋村の実績や実情を加味して現状維持としたい。

■目標

項目	数値	備考
2022年度末時点の施設入所者数	19人	2022年度末の人数
地域生活移行者	0人	2026年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
施設入所者の削減	0人	2026年度末までに削減する施設入所者数

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標の考え方

国の指針	(1)精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
	(2)精神病床における1年以上入退院患者数
	(3)精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%、1年後91.0%以上
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、孺恋村の実情を加味して設定する。

■目標

項目	目標数値			備考
	2024年度	2025年度	2026年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	4回	国の「基本指針(別表第1の8)」では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定するとされている。
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2人	2人	3人	国の「基本指針(別表第1の8)」では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	国の「基本指針(別表第1の8)」では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定するとされている。
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	0人	0人	0人	「自立訓練(生活訓練)」の利用者のうち精神障がい者

(3)地域生活支援の充実

■成果目標の考え方

国の指針	(1)各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行なうこと
	(2)強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
孺恋村の方針	相談機能を中心に、緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能などについても、整備を進めていく。

■目標(吾妻圏域で統一)

項目	目標数値			備考
	2024年度	2025年度	2026年度	
地域支援拠点の設置	1箇所(圏域)	1箇所(圏域)	1箇所(圏域)	国の「基本指針」では、2026年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)することを基本とする。
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	コーディネーターの配置人数を設定する。
検証および検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実	無	無	無	各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

■成果目標の考え方

国の指針	(1)一般就労への移行者数:2021年度実績の1.28倍以上とする。
	(2)就労移行支援事業利用者修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労支援事業所の5割以上
	(3)就労定着支援事業の利用者数:2021年度末実績の1.41倍以上
	(4)就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、孺恋村の実情を加味して設定する。

■目標

項目	数値	備考
一般就労への移行者数	1人	国の「基本指針」では、2021年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	国の「基本指針」では、2021年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	1人	国の「基本指針」では、2021年度の移行実績の1.29倍以上を目指す。
就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	1人	国の「基本指針」では、2021年度の移行実績の1.28倍以上を目指す。
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所	—	国の「基本指針」では、5割以上とすることを基本とする
就労定着支援事業の利用者数	1人	国の「基本指針」では、2021年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業所の就労定着率	—	国の「基本指針」では、2割5分以上とすることを基本とする。

(5)相談支援体制の充実・強化等

■成果目標の考え方

国の指針	(1)各市町村において、基幹相談支援センターを設置
	(2)協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、吾妻圏域で連携して相談支援体制の充実・強化を図る。

■目標(吾妻圏域で統一)

項目	目標数値			備考
	2024年度	2025年度	2026年度	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有	有	国の「基本指針」では、2026年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)することを基本とする。
地域の相談支援体制の強化①	5件	7件	7件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化②	3件	3件	3件	基幹相談センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化③	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化④	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	無	無	無	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■成果目標の考え方

国の指針	各市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、孺恋村の実績や実情を加味して障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、事業所等のサービスの質の向上を図る。

■目標

項目	目標数値			備考
	2024年度	2025年度	2026年度	
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
	0回	0回	1回	
指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
	1回	1回	1回	

2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

(1)訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動の支援等 を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等 の外出支援を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動に著しい困難を有し常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■見込み量と確保方策

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。特に「重度障害者等包括支援」などのサービスについては、利用者のニーズを的確に把握し、サービス事業者の確保に努めます。

ホームヘルパーに対する講座・講習等の受講を勧め、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

サービス名	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用時間	時間/月	193	193	193
利用実人数	人/月	18	18	18

(2)日中活動サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型:雇用型・B型:非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人について、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

■見込み量と確保方策

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

サービス名	単位		計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	延利用日数	日/月	677	677	677
	利用実人数	人/月	33	33	33
療養介護	利用実人数	人/月	4	4	4
短期入所 (福祉型)	延利用日数	日/月	21	21	21
	利用実人数	人/月	3	3	3
短期入所 (医療型)	延利用日数	日/月	25	25	25
	利用実人数	人/月	1	1	1
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	日/月	15	15	15
	利用実人数	人/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	日/月	15	15	15
	利用実人数	人/月	1	1	1
就労移行支援	延利用日数	日/月	22	22	22
	利用実人数	人/月	1	1	1
就労継続支援 (A型)	延利用日数	日/月	21	42	42
	利用実人数	人/月	1	2	2
就労継続支援 (B型)	延利用日数	日/月	360	360	340
	利用実人数	人/月	18	18	17
就労定着支援	利用実人数	人/月	0	0	0

(3)居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助等を行います。

施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者で、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人に対して、地域移行に向け、一定期間、居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行います。

■見込み量と確保方策

「自立生活援助」については、居宅に移った地域生活を促進するため、体制整備に努めます。

「共同生活援助(グループホーム)」については、障がいのある人の地域での生活の場として整備を進めるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供等を積極的に行います。

「施設入所支援」については、障害支援区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、県等と連携して必要定員を確保していきます。

「宿泊型自立訓練」については、支援が必要な人を把握し、必要な支援を提供します。

サービス名	単位		計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
自立生活援助	利用実人数	人/月	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	利用実人数	人/月	23	23	23
施設入所支援	利用実人数	人/月	20	20	20
宿泊型自立訓練	利用実人数	人/月	1	1	1

(4)相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画の策定、サービス等の利用状況のモニタリング、事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。

■見込み量と確保方策

「計画相談支援」については、サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。「地域移行支援」・「地域定着支援」については、関係機関と連携し実施します。

サービス名	単位		計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	利用実人数	人/月	16	16	16
地域移行支援	利用実人数	人/月	1	1	1
地域定着支援	利用実人数	人/月	1	1	1

3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを吾妻地域自立支援協議会と連携して行います。

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)の支援に努めます。

(3)相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や家族等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。

■見込み量と確保方策

障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、吾妻地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。また相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを通じて、地域の人材育成や相談支援体制の整備に努めます。

サービス名	単位		計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
障害者相談支援事業	か所数	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	-	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	有無	-	有	有	有

(4)成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人などに対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

■見込み量と確保方策

障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを進めていきます。

サービス名	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度	人	1	1	1

(5)成年後見制度法後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(6)意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成の機会を作ります。

■見込み量と確保方策

支援が必要な人の状況に応じて取り組みを進めていきますが、手話通訳者の設置については計画期間中には難しいと考えます。

サービス名	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣	件	1	1	1
手話通訳者設置	件	0	0	0

(7)日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具や自立支援用具等の日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等

在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込み量と確保方策

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。

サービス名	単位		計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
介護・訓練支援用具	給付件数	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	実利用者数	人/年	23	24	25
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	件/年	0	0	0

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人などに自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

■見込み量と確保方策

支援が必要な人の状況により取り組みますが、孺恋村だけでは養成研修の実施は困難だと思われるので、圏域で実施できる体制整備に努めます。

単位		計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
修了者数	人	0	1	1

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

■見込み量と確保方策

安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図ります。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用時間	時間	600	600	600
利用者数	人	15	15	15

(10)地域活動支援センター事業

障がいのある人に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

■見込み量と確保方策

地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努め、活動内容の充実を図ります。

	単位		計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
自市町村分	実施か所数	か所	1	1	1
	利用者数	人/月	10	10	10
他市町村分	実施か所数	か所	4	4	4
	利用者数	人/月	4	4	4

任意事業

(1)日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

■見込み量と確保方策

支援が必要な人の状況に応じて取り組みを進めていきます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
日中一時支援	人/年	5	5	5

(2)生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がいのある人について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。

■見込み量と確保方策

支援が必要な人の状況に応じて取り組みを進めていきます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
生活サポート	人/月	1	1	1

(3)社会参加促進事業

芸術・文化講座開設等事業や自動車運転免許取得・改造助成事業の実施により、障がいのある人の社会参加を促進することを目的としています。

■見込み量と確保方策

支援が必要な人の状況に応じて取り組みを進めていきます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
社会参加促進事業	人/年	240	240	240
自動車免許取得・ 改造助成事業	人/年	1	1	1

(4)移動入浴サービス事業

身体障がい者等の清潔の保持、心身機能の維持、福祉の増進を図るため、入浴が困難な在宅の人に、居宅において訪問による入浴サービスを提供します。

■見込み量と確保方策

支援が必要な人の状況に応じて取り組みを進めていきます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
移動入浴	人/月	1	1	1

6章 第3期孺恋村障がい児福祉計画

1 障がい児福祉充実のための成果目標

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

■成果目標の考え方

国の指針	(1)2026年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	(2)2026年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	(3)2026年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	(4)2026年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、孺恋村の実績や実情を加味して設定する。

■目標(吾妻圏域で統一)

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所 圏域設置	国の「基本指針」では2026年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(圏域での設置であっても差し支えない。)
障がい児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	無	国の「基本指針」では、2026年度末までにすべての市町村において、地域の障がい児通所事業所等が保育所等訪問等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数・実施単位	1か所 (圏域)	国の「基本指針」では、2026年度末までに各市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域での確保であっても差し支えない。)

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所 (圏域)	国の「基本指針」では、2026年度末までに各市町村において、主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域での確保であっても差し支えない。)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1か所 (圏域)	国の「基本指針」では、2026年度末までに各市町村において、保健、医、療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。(圏域での設置であっても差し支えない。)
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	5人 (圏域)	国の「基本指針」では、2026年度末までに協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(2)障がい児支援の提供体制の整備等(発達障がい者等に対する支援)

■成果目標の考え方

国の指針	(1)現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
	(2)現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
	(3)現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。
孺恋村の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、孺恋村の実績や実情を加味して体制の整備を図る。

■目標

項目	目標数値			備考
	2024年度	2025年度	2026年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	10人	15人	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	3人	4人	5人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定する。

ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人	ペアレントメンターの人数の見込みを設定する
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人	ピアサポートの活動数の見込みを設定する

2 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策

(1) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■見込み量と確保方策

障がいの早期発見・療育により、利用が増加することが見込まれることから、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用日数	日/月	65	65	65
利用実人数	人/月	7	7	7

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、授業の終了以後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進のための支援を行います。

■見込み量と確保方策

ニーズの高いサービスであり、サービスの提供体制を拡大できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用日数	日/月	45	45	45
利用実人数	人/月	3	3	3

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに生活できる環境づくりを進めます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用日数	日/月	9	9	9
利用実人数	人/月	3	3	3

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいのある子どもなどの重度の障がいのある子どもであっても、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込み量と確保方策

現状はサービスの利用はありませんが、ニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用日数	日/月	0	0	0
利用実人数	人/月	0	0	0

(5) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子どもに児童発達支援及び治療を行います。

■見込み量と確保方策

現状はサービスの利用はありませんが、ニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
延利用日数	日/月	0	0	0
利用実人数	人/月	0	0	0

(6)障害児相談支援

障害児通所支援等の利用者数を勘案し、障害児支援利用計画の利用者数及び量を見込みます。

■見込み量と確保方策

サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
利用実人数	人/年	30	30	30

(7)医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある子ども(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量と確保方策

関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、多分野にまたがる支援を調整し、総合的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援を推進します。

(吾妻圏域で統一)

	単位	計画値		
		2024年度	2025年度	2026年度
村単独	配置人数	0	0	0
圏域		3	5	5

7章 計画の推進に向けて

1 住民、団体、事業者等との連携

(1) 住民への周知

計画についてホームページ等で広く周知するとともに、計画を推進する際には、当事者や関係者の意見を反映します。

(2) 団体、事業者等との連携

障がい者団体や事業所、社会福祉協議会、専門機関等との連携と協力のもと、計画を推進します。また、計画の総合的な推進に向け、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境等、関連する各分野との連携を推進します。

(3) 広域的な連携の強化

近隣町村や障がい者福祉に関わる関係機関、関係団体等との連携を強化し、福祉資源の広域的な活用や事業の共同推進、合理化等により、福祉サービスを向上します。また、国や県との連携により、行財政上必要な措置についても要請していきます。

2 推進体制の整備

(1) 内部推進体制の整備

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

(2) 障がい福祉サービスの円滑な提供のための推進体制

サービスの質の向上を図るため、国、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言、給付内容審査を行うとともに、事業所における第三者評価の実施を促進します。

(3) PDCAサイクルによる実効性の確保

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの視点に基づき、事業の実効性を確保していきます。

資料編

1 孀恋村障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく、「孀恋村障がい者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく「孀恋村障がい者福祉計画」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づく「孀恋村障がい児福祉計画」(以下「障がい者計画等」という。)を策定し、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、孀恋村障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項の検討を行い、障がい者計画等の概要をまとめ、村長に報告するものとする。

- (1)障がい者に対する保健・医療・福祉・教育等の連携に関すること。
- (2)障がい者の保健福祉サービス等の目標及び供給体制に関すること。
- (3)その他、計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、地域障がい福祉に関し識見を有する者のうちから村長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、孀恋村社会福祉協議会会長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長の指名により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、障がい者計画等の計画期間の満了日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

番号	氏名	所属
1	櫻井 慶一	桜井クリニック院長
2	干川 博志	孺恋村社会福祉協議会長
3	滝沢 操	孺恋村民生委員児童委員協議会長
4	大久保 守	孺恋村議会総務文教常任委員長
5	滝沢 栄壽	孺恋村身体障害者福祉団体連合会会長
6	滝沢 留美子	孺恋村手をつなぐ育成会会長
7	町田 五郎	地域活動支援センターすきっぷ利用者家族
8	生巢 晋	基幹相談支援センター相談支援専門員
9	五十嵐 克徳	西部相談支援センター所長
10	野寺 美枝	孺恋村役場 健康福祉課 保健師

3 策定の経過

年月日	内容
2024年1月15日	第1回孺恋村障がい者計画等策定委員会 計画骨子案、アンケート結果について
2024年2月22日	第2回孺恋村障がい者計画等策定委員会 計画の素案について

4 用語集

[あ行]

用語	説明
医療的ケア児	日常的に医療的なケア(人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養等)が必要な児童

[か行]

用語	説明
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
計画相談	障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を行うサービス
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること
合理的配慮	障がいのある人が他の者と同じように人権と基本的自由及び実質的な機会の平等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整。例えば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリーの観点を踏まえ障がいの状態に応じて施設を整備することなど

[さ行]

用語	説明
社会的障壁	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援 A型	一般企業等で就労することが困難な特別支援学校卒業者や就労を希望する障がいのある人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労継続支援 B型	一般企業等で就労することが困難な障がいのある人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行うサービス
自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療が、肢体不自由、視覚障がい、内部障がいには更生医療、育成医療が適用される
自立支援協議会	地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会

用語	説明
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度

[た行]

用語	説明
地域移行支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行うサービス
地域共生社会	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる社会
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・生活支援が一体的に提供されるシステム
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室

[な行]

用語	説明
難病	原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義される。

[は行]

用語	説明
バリアフリー	身体障がいのある人や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品をつくったり建物を設計したりすること。また、そのようにつくられたもの
ピアサポート	ピア(peer)とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。ピアサポート(peer support)とは、こうした同じような共通項と対等性をもつ同士(ピア)の支え合いを表す言葉です。
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者等を、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもを持つ保護者等に有効とされている
ペアレントメンター	発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や情報提供等を行うもの

[ま行]

用語	説明
モニタリング	障がい福祉サービスの支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため、障がいのある人を訪問し、心身や生活、就労等の状態を総合的に把握する中で、常に最適なサービスへと見直しを行うもの

[ら行]

用語	説明
療育手帳	知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳

[西暦・和暦対応表]

西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦
2003	平成15	2018	平成30	2033	令和15
2004	平成16	2019	平成31	2034	令和16
2005	平成17	2020	令和02	2035	令和17
2006	平成18	2021	令和03	2036	令和18
2007	平成19	2022	令和04	2037	令和19
2008	平成20	2023	令和05	2038	令和20
2009	平成21	2024	令和06	2039	令和21
2010	平成22	2025	令和07	2040	令和22
2011	平成23	2026	令和08	2041	令和23
2012	平成24	2027	令和09	2042	令和24
2013	平成25	2028	令和10	2043	令和25
2014	平成26	2029	令和11	2044	令和26
2015	平成27	2030	令和12	2045	令和27
2016	平成28	2031	令和13	2046	令和28
2017	平成29	2032	令和14	2047	令和29

第4次孺恋村障がい者計画
第7期孺恋村障がい福祉計画
第3期孺恋村障がい児福祉計画
(2024年度～2026年度)

初 行:孺恋村役場 健康福祉課
〒377-1692
群馬県吾妻郡孺恋村大字大前 110 番地
TEL:0279-96-0512
FAX:0279-96-0516
発行年月:2024年3月